

2024-9-30 地域共生社会の在り方検討会議（第4回）

○高坂室長補佐 定刻となりましたので、ただいまから第4回「地域共生社会の在り方検討会議」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、御多忙の折、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

事務局より、本検討会議の取扱いについて御説明いたします。

本検討会議の議事については公開となっておりますが、会場での傍聴は報道機関の方のみとさせていただき、その他の傍聴希望者向けにYouTubeでライブ配信をしております。

本検討会議では、これ以降の録音・録画を禁止させていただきますので、傍聴されている方はくれぐれも御注意ください。

会場の報道関係者の皆様方におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

（カメラ退室）

○高坂室長補佐 また、今回は配付資料が多いため、資料の確認をさせていただきます。

資料1として、事務局提出資料。

資料2から8として、本日御発表いただく皆様からの資料。

資料9から15として、地域共生社会に関連する施策についての関係省庁からの資料を提出いただいております。

また、資料16として厚生労働省補助事業で実施している「引き取り手のない遺体・遺骨に関する調査」の中間報告を準備しております。この内容については、次回検討会議において御説明をさせていただく予定でございます。

それでは、以降の進行につきましては菊池座長代理にお願い申し上げます。

○菊池座長代理 皆さん、おはようございます。

本日、急遽宮本座長が御欠席ということでございますので、私、代理として進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に本日の構成員の皆様の出欠状況ですが、宮本座長は御欠席、尼野構成員、石田構成員、伊藤構成員、勝部構成員、加藤構成員、鎗木構成員、上山構成員、栗田構成員、原田構成員がオンラインで御参加と伺っております。

なお、原田構成員におかれましてはカメラオフで御参加いただき、御発表時にカメラオンとなりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

また、鎗木構成員におかれましては、所用のため15分から30分程度遅れての御参加と伺っておりますが、今もう入られたという報告を受けました。大変失礼いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

また、朝比奈構成員におかれましては途中退席と伺っておりますので御承知おきのほ

どお願いいたします。

なお、お伝えいたしましたとおり、本日は宮本座長に代わって私が座長代理として司会進行を務めさせていただきます。

さて、本日ですが、福祉以外の分野との連携・協働による地域共生社会の実現について議論するに当たって、関連施策の所管省庁、市町村、地域における活動主体の皆様にも御出席いただいておりますので、事務局から御紹介をお願いいたします。

○高坂室長補佐 本日御発表いただきます皆様を御紹介させていただきます。

総務省自治行政局市町村課課長補佐、酒井哲也様。

○酒井課長補佐（総務省） どうぞよろしくお願いいたします。

○高坂室長補佐 環境省大臣官房地域政策課地域循環共生圏推進室室長補佐、菅谷真実様。

○菅谷室長補佐（環境省） よろしくをお願いいたします。

○高坂室長補佐 消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室室長、田中誠様。

○田中室長（消費者庁） よろしくをお願いいたします。

○高坂室長補佐 阪南市健康福祉部市民福祉課課長代理、金田益幸様。

○金田課長代理（阪南市） 金田です。よろしくお願いいたします。

○高坂室長補佐 阪南市社会福祉協議会事務局次長、猪俣健一様。

○猪俣事務局次長（阪南市社協） 猪俣です。どうぞよろしくお願いいたします。

○高坂室長補佐 日本生活協同組合連合会組織推進本部本部長、近藤麻子様。

○近藤本部長（日生協連） よろしくお願ひします。

○高坂室長補佐 生活協同組合コープこうべ地域活動推進部地域連携推進統括、足立大様でございます。

○足立統括（生協コープこうべ） よろしくをお願いいたします。

○菊池座長代理 よろしくをお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。本日の議事は、「地域共生社会の実現に向けた取組について」の2回目ということで、「福祉以外の分野との連携・協働による地域共生社会の実現について」でございます。

進め方といたしましては、まず事務局から福祉以外の分野との連携に係るこれまでの議論や関係規程について御説明いただいた後、関係省庁の皆様、地域共生社会と理念を同じくする施策について、短くて恐縮ですが、7分ずつ御発表をお願いいたします。

続きまして、福祉以外の分野との連携に積極的に取り組まれている阪南市の金田様、阪南市社会福祉協議会の猪俣様から15分、その取組が様々な観点から地域づくりに資するものと評価されている日本生活協同組合連合会の近藤様、生活協同組合コープこうべの足立様より10分、限られた時間で恐縮ですが、御発表をいただきたく存じます。

続きまして、構成員の皆様から御発表の皆様に対する質疑応答の時間を若干設けまして、その後、一旦休憩を挟んで、原田構成員と、恐縮ながら私から今回の議題及びこれまでの検討会議での議論等を踏まえて、それぞれ15分程度発表の時間を頂戴することとしており

ます。

その後、残りの時間を使って構成員の皆様から御意見をいただく時間を設けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局からまず御説明をお願いいたします。

○玉田室長 それでは、資料 1 に沿いまして御説明をさせていただきます。

「福祉以外の分野との連携・協働による地域共生社会の実現について」という資料でございます。

ページをおめくりいただきまして 1 ページ目でございますが、こちらは地域共生社会の関係で 2 回の改正を行っております。

まず最初に 1 回目の改正で、包括的な支援体制の整備というものを法律上盛り込んだ際の検討会の地域力強化検討会の取りまとめの文書でございます。下線部を引いてございますところを御覧いただきますと、地域の商業・サービス業、工業等々、関連の地域の様々な担い手との間の関係、そして行政も含めた公的な支援体制の力が相まって実現することを目指すということが規定されてございます。

下段にございますのが、令和 2 年度の改正の前の検討会取りまとめでございます。地域共生社会推進検討会での取りまとめの記載でございます。下線部を引いてございますところを見ますと、その射程は地方創生、まちづくり、住宅、地域自治などの他の政策領域に広がる。そして、赤字のところでございますけれども、福祉の政策領域だけではなく、対人支援領域全体を捉えていくとともに、他の政策領域において親和性の高い理念を掲げて進められている施策との連携を図ることが重要であるという御指摘をいただいております。

次の 2 ページは、通常使っております地域共生社会の概念図、イメージ図でございます。

本日御議論いただきたいところは特に下の部分、点線で囲っているところでございますけれども、地域には福祉分野以外にも保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業、漁業など、多様な分野の取組が存在しております。ここの連携・協働というものが大事であるというものが概念図の中に示されているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、3 ページ以降は条文の関係で、具体的にどういう規定がされているかというものを示したものでございます。

赤枠で囲ってございますけれども、平成 29 年の 1 回目の改正のときに「福祉以外の分野との連携・協働」に関する改正が行われております。地域福祉の推進に当たって特に留意する点として、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等を進めるということが規定されております。その上で、分野を問わない多様な生活上の課題というものを「地域生活課題」というふうに定義をすることで、地域福祉の射程を狭義の福祉分野から拡張しているということになってございます。

次が第 6 条、4 ページ目でございますが、「国と地方公共団体の責務」の規定でございます。

こちらの中にも、令和2年の改正の中でございますけれども、地域福祉の推進に当たっては福祉の領域にとどまるのではなく、地域の幅広い関係者との連携に配慮することを国及び地方公共団体の責務として規定がされてございます。

5ページをおめくりいただきまして、こちらは「包括的な支援体制の整備」、第2回に御議論いただいたところでございますが、社会福祉法第106条の3の規定でございます。平成29年に規定を入れた際でございますけれども、第6条第2項に規定する地方公共団体の責務の内容を具体化しております。市町村に地域住民が主体となっていく地域生活課題の解決や、地域づくりの取組への支援を行うとともに、個人や世帯全体の複雑化・多様化した課題を受け止め、包括的な支援体制を整備する努力義務を課すとともに、体制整備のために市町村に実施が期待される施策を規定しているということでございます。

次の6ページ目でございます。こちらは、大臣告示と通知の規定でございます。上の部分が大臣告示、指針の具体的な記載でございますけれども、留意点といたしまして、地域共生社会の実現に向けては「福祉分野と福祉以外の分野との協働を通じた、働く場や参加する場の創造に向けた取組」が求められるということが規定されてございます。

下段の通知、局長通知の中では「はじめに」というところで、福祉の領域だけではなくて人・分野・世代を超えて地域経済・社会全体の中で「人」「モノ」「お金」、そして「思い」が循環し、相互に支える、支えられるという関係ができることが地域共生社会の実現には不可欠であるという指摘をしております。

さらに下段でございますが、「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」の中で、具体的に計画に盛り込むべき事項として福祉以外の様々な分野との連携に関する事項を記載していただきたいということを規定してございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

なお、本日は時間の都合で説明を割愛させていただいております資料を御紹介させていただきます。

資料9、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局／内閣府地方創生推進事務局提出の「『小さな拠点』の形成推進について」。

資料10、内閣府孤独・孤立対策推進室提出の「孤独・孤立対策について」。

資料11、文部科学省総合教育政策局・地域学習推進課提出の「社会教育人材・施設について」。

資料12、厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課労働者協同組合業務室提出の「多様な働き方を実現し、地域社会の課題に取り組む労働者協同組合」。

資料13、農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課中山間地域室提出の「中山間地域保全のための農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ」。

資料14、国土交通省国土政策局総合計画課提出の「地域生活圏の形成」。

資料15、中小企業庁経営支援部創業・新事業促進室提出の「ゼブラ企業の創出・育成に向けて」でございます。

御多忙の中、資料作成に御協力いただきました各府省の御担当様に、この場をお借りして御礼申し上げます。

それから、本日御出席いただいております総務省、環境省様におかれましては、前半の休憩の際に御退室と伺っておりますので御報告申し上げます。

以上でございます。

○菊池座長代理　ありがとうございます。

それでは、これより関係省庁の皆様から御発表をいただきたいと思います。

では、まず総務省の酒井様からお願いいたします。

○酒井課長補佐（総務省）　改めまして、総務省の自治行政局市町村課で課長補佐をしております酒井と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本日、総務省市町村課にテーマとして事前にお伺いしている内容としましては、2040年を見据えた地域コミュニティの形成、その中で地域の共助の支え合いの体制基盤が弱体化しているという現状において、地方自治体が主体的に地域づくりを進めていく重要性や、そのために必要となる取組の方向性などについて、総務省のこれまでの大局的な流れをということで承っておりますので、「地域コミュニティについて」という資料の表紙に項目書きをしておりますが、自治体戦略2040構想研究会から直近の地方制度調査会までの流れについて、概略を御説明させていただきます。

それでは、1ページをおめくりください。

まず、こちらは自治体戦略2040構想研究会の報告の資料、概要の抜粋です。この研究会につきましては、平成29年に総務省で総務大臣が主催をした研究会です。本格的な人口減少と高齢化を迎える中で、住民の暮らしと地域経済を守るためには、地方自治体が行政上の諸課題に的確に対応し、持続可能な形で、質の高い行政サービスを提供していく必要があると考えております。

このような問題意識の中でこの研究会を立ち上げまして、地方自治体の各行政分野において2040年頃に生じると見込まれる諸課題を洗い出し、それに対する施策についての議論を行ったところです。

報告につきましては、平成30年の4月に第1次報告、同年の7月に第2次報告が取りまとめられまして、本日はその第2次報告の抜粋から御説明をさせていただきます。

この第2次報告の中で「～公共私による暮らしの維持～」というテーマがございますので、その部分の抜粋でございます。その中でどのようなことが言われているかということで、左側の「2040年頃を見据えた自治体行政の課題」、それから右側の「新たな自治体行政の基本的考え方」、両方を参照していただきながら説明をさせていただきます。

まず1つ目ですが、＜公共私機能の低下＞について、地方自治体は、経営資源の制約により、従来の方法や水準で公共サービスを維持することが困難であるということ、また都市部では共助の受け皿が乏しいこと、逆に地方部では生活支援機能を担ってきた地縁による組織が高齢化と人口流出により機能が低下していること、こうした課題があります。

また、人口減少による市場の縮小により、民間事業者の撤退やサービスの縮小などが生じています。

このような中で、地方自治体が公共私の機能低下に対応し、新しい公共私相互間の協力関係を構築し、暮らしを支えていくための対策を講じる必要があるのではないかということが1点です。

また、住民生活におけるニーズは、家事援助、見守り、子育て支援、地域の足である交通の確保ですとか地域の交流など、幅広く存在をしています。今後、高齢化や家族形態、地域社会の変容により、公共私それぞれの暮らしを維持する力が低下し、新たな公共私相互間の協力関係により、暮らしを維持していく必要性が高まっているのではないか。これが2点目です。

こうしたことを踏まえまして、この2040研究会の報告の中では、地方自治体は、「プラットフォーム・ビルダー」として新しい公共私相互間の協力関係を構築し、住民生活に不可欠なニーズを満たしていくことが求められる。こうしたプラットフォーム・ビルダーへの転換ということが示されているところです。

続いて、2ページです。

第32次地方制度調査会、こちらは平成30年から議論をしまして令和2年6月にまとめられているものです。この中でも2ページの下の方に赤字で囲っていますが、「公共私の連携」ということの議論がなされています。詳しくは3ページ、4ページにその関連の抜粋をお示ししています。

特に4ページのところですが、連携・協働のプラットフォームという考え方がこの答申の中でも示されているところです。様々な主体が地域において連携・協働するためのプラットフォームを地方公共団体が構築することの重要性が示されています。このプラットフォームといいますのは先ほどの2040研究会でも出てきましたが、多様な主体が地域の課題について情報、認識を共有し、課題に対応する取組のためにどのように連携・協働するかを協議する場ということです。

また、このプラットフォームに対しては、参画しようとする多様な主体に対して開かれた取組であるというようなこと、またその主体の活動の自主性・自立性が十分尊重されるということ、このようなことも議論の中で示されているところです。

続きまして、5ページです。

こちらは、総務省の「地域コミュニティに関する研究会」で令和4年にまとめた報告書の概要です。「3つの視点」と書いていますけれども、そのうちの3つ目の視点が公共私の流れの柱です。

この中では、地域コミュニティの様々な主体間の連携について、自治会等とNPO、各種団体、専門家等との関係をどのようにすれば強化できるか等の検討を行い、市町村による多様な主体に係る情報の把握、または見える化や、人材・財源面での主体間連携のサポートなどを提言しています。

こうした議論の経過を踏まえまして、直近では第33次の地方制度調査会で議論をし、先の通常国会で1つ制度化をしているものがありますので、御紹介をさせていただきます。この第33次地方制度調査会は令和4年から議論をしまして、令和5年12月に答申がまとめられています。

6ページに答申の概要をお示ししています。赤枠で囲っている右下のところにある「公共私連携」につきましては、国と地方公共団体及び地方公共団体間の連携・協力の実効性を高める観点において、住民、コミュニティ組織、NPO、企業など、地域社会を支える多様な主体に期待される役割や公共私連携・協力の在り方について審議をしてきたところです。

7ページに答申の抜粋を記載していますが、その上段の(1)番のところがまとめになっています。

この中では、地域の課題を共有し、解決していくために、多様な主体が参画し、連携・協働を図りつつ、それぞれの強みを活かした活動を行っていく枠組み、プラットフォームを市町村が構築し、その活動を市町村が下支えすることにより、人々が快適で安心な暮らしを営むことができる地域社会を形成する取組が、今後、重要性を増していくのではないかと。このようなプラットフォームにおいて、多様な主体が活躍できるようにするために、地域の多様な主体と連携・協働して地域課題の解決に取り組む主体について、地域の実情に応じた取組として、法律上も、市町村の判断で、その位置付けを明確にすることができるようにする選択肢を用意して、活動環境を整備していく必要があるのではないかと。といったようなことが、地制調の中で提言をされたところです。

これを受けまして、8ページ、9ページですが、地方自治法の一部改正を令和6年の通常国会で行ったところです。8ページの赤枠で囲っているところです。

具体的には、9ページに示す指定地域共同活動団体という新たな制度を設けたところであり、先週の9月26日から施行しているところです。

この制度につきましては、市町村は地域の多様な主体と協力をして住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図るという趣旨を明確化した上で、新たな制度を設けたということです。具体的には、市町村がこうした地域共同活動を行うような団体、多様な主体と連携して行う団体について、団体からの申請に基づいて指定をし、その当該団体の活動を支援していくといった内容になっています。

こうしたことを通じまして、地域における多様な主体との連携・協働を活性化し、地域における住民サービスの向上を期待しているということです。

私からの説明は以上とさせていただきます。

○菊池座長代理　ありがとうございました。

それでは、続きまして環境省の菅谷様お願いいたします。

○菅谷室長補佐（環境省）　環境省の菅谷と申します。よろしくお願いいたします。

地域共生社会と非常に親和性の高い概念として地域循環共生圏というものを環境省のほ

うで推進しておりますので、その政策概要について御説明をさせていただきます。

2 ページですけれども、まず非常に大きな話からでございますが、地球の限界、プラネタリー・バウンダリーという研究がございますけれども、この限界を超えた項目というのが非常に多くなっていると言われております。2015年に比べてその限界を超えている項目も増えておりまして、こういった環境の悪化というのが例えば農林水産業の経済影響や災害の発生、感染症など、非常に深刻で多岐にわたる影響を及ぼします。

人間の社会や経済というものは健全な環境なくしては成り立ちませんので、それはひいては国民一人一人の高い生活の質やウェルビーイングも達成されないということになってしまいます。

次のページです。

そうした環境悪化の原因というのは、人類の活動にあるといった説が有力です。化石燃料などの地下資源というものを活用し、大量発注・大量生産、消費・廃棄をしながら経済優先の価値観で発展してきた社会から、森や海、再エネなどの地上資源を基盤として適量発注・生産、消費と、資源の循環利用を進めるような環境・社会・経済が調和した社会へと再設計をしていく必要があるということでございます。

次のページでございます。

そうした社会への転換を具体的に地域で実践していくということが地域循環共生圏でございます。森、里、川、海といった自然を維持、回復、そしてよりよい状態にしていくということを前提に、地域資源を持続可能な形で最大限活用して環境・社会・経済を統合的に向上させる事業、我々はこれをローカルSDGs事業などと呼んでいるのですけれども、そういったものを生み出し続ける。それにより、地域課題を解決し続ける。それが自立した地域であると考えています。そうした自立した地域をつくるとともに、地域の個性を生かして地域同士が支え合うネットワークを形成して自立・分散型の社会を目指そうといった考え方が地域循環共生圏でございます。

こういった地域循環共生圏をつくっていくには、この表題の下に3つ書いておりますけれども、地域の主体性、オーナーシップや、地域内外の協働によるパートナーシップ、環境・社会・経済課題の同時解決といった3点の視点が大事であるというふうに掲げております。

この地域循環共生圏は、2018年に閣議決定をされました第5次環境基本計画で正式には提唱されまして、先般、今年度の5月に閣議決定をされました第6次環境基本計画においても「ウェルビーイング／高い生活の質」という最上位の目的の実現に向けた「新たな成長」の実践・実装の場として位置づけられているものでございます。

次のページに移ります。

そういった自立した地域で生み出されるローカルSDGs事業というのは具体的にどのようなものなのかというのを、真庭市を例に御説明させていただきます。

真庭市というのは、豊富な森林資源を有して古くから林業が盛んな地域でございます。

ですが、そこで間伐材や端材が有効活用されることなく、逆に処理費用を負担していたというような課題から、これらの未利用の木質資源を活用したバイオマス発電事業を立ち上げました。そこで出た廃熱も製材所でチップの乾燥等に活用し、地域の資源を活用してエネルギーを生み出して地域経済を豊かにするような活動を行っています。そのほかにも、家庭から出る生ごみだったり、家畜の糞尿等を活用したバイオガス発電等も行っています。

また、地域の外との協働というのも地域の価値を高めていきます。真庭市というのは川の上流のほうに位置する地域でございますけれども、海側の地域と連携をして里海米というようなお米のブランド化をしたりとか、それを地域の学校教育に生かしたり、あるいは草原を再生していくために山焼きというのが必要なのですけれども、それを単なる山焼きの活動としてやるだけではなくて、それを生かしたツーリズムを行ったり、あるいは阪急百貨店と協働して様々な資源のブランド化を行ったりと、都市とのネットワークも強めております。

次のページでございますけれども、こうした多種多様なローカルSDGs事業というものを生み出す基盤を我々は地域プラットフォームというふうに呼んでおります。プラットフォームは先ほど総務省さんのほうからもございましたけれども、恐らく似たようなものと認識しております。

地域プラットフォームというのは、総務省さんのほうでは自治体が中心になってということでしたけれども、我々のほうでいろいろ事業をする中では自治体に限らないだろうというふうに定義しております。その主体や形態というのは地域によって様々です。

ただ、機能としてこういったローカルSDGs事業を発掘し、それを応援して事業化に導くといった機能を持ったものを地域プラットフォームというふうに呼んでおります。

その地域プラットフォームの中心となる運営者は地域の課題や資源を把握し、ビジョンを描き、そして多様なステークホルダーを集めて事業の種を見つけ、育てる。そういった役割を持っているものとしています。

先の真庭市では、市役所が中心となって地域振興主幹というような人材を配置して地域住民とのコミュニケーションを密にしたり、他地域との協働のハブを務めたりしたようです。

次のページです。

こうした地域プラットフォームを全国各地で創出するための事業を、環境省では予算事業で令和元年度からやってきました。5年間でこちらにございます86地域に対して伴走支援を行っています。環境省には実は持続可能な地域づくりを支援するためのパートナーシップオフィスという拠点が全国ブロックごとに存在しております。その環境パートナーシップオフィスというのは協働取組のプロであって、地域で仲間をつくったり、課題や資源を把握してビジョンを描き、事業のタネを見つける。そういった各プロセスでつまづくポイントというのを熟知しております。そうした環境パートナーシップオフィスによる伴走支援と、あとは数百万の活動資金をセットにして提供してきたのが環境省の事業でございます。

ます。

こちらは一回、5年の区切りは迎えたのですが、今年度からまた新たに少し形を変えて事業を続けております。こちらにございますポンチ絵の②のところが継続の部分でございまして、環境パートナーシップオフィスだけでは支援体制にも限界がございますので、全国各地に支援できる主体を増やそうという取組を今年度以降行っておるところです。

次のページの日本地図は、今年度の支援地域でございます。

最後に、そういった個別のローカルSDGs事業というのを発掘して応援する活動というのは環境省でも行っております。それが「グッドライフアワード」と呼ばれるものです。環境、社会、経済の課題の同時解決という視点で優れた取組を表彰しております。この中で、福祉との掛け算で表彰された事業もございます。

例えば次のページですけれども、NPO法人東京里山開拓団というところでは児童養護施設のこどもたちとともに里山の開拓をして、里山の整備をしながら、そこでこどもたちが生き生きと活動する場をつくっていくといったことをやって、環境保全と児童福祉という社会課題を同時に解決するような事業を行っております。

こちらは右下に古い民家を手作業でリフォームとか書いてありますけれども、このほかに空き家を買って、それを自ら改修をして居場所をつくるといった活動にも発展しているというふうに聞いてございます。

次のページでは、障害を持っているこどもたちが社会貢献をしていくというようなプロジェクトをやっているものですが、そういったものも表彰の対象でございました。

その次ですけれども、こちらは先ほどちょっと触れました空き家というところですね。こちらは福祉だけとの掛け算ではないのですが、空き家を市民参加のDIYでリフォームをして再生をしまして、そこに人々が集って課題解決のためのアイデアやアクションが生まれていく、そんな場づくりをしていこうという取組でございます。

空き家というところを幾つか触れさせていただいたので、最後のページで、こちらはすみませんが、我々の課で行っている事業ではないのですが、御紹介をさせていただきます。

こうした空き家の省エネ化、空き家の省CO2化を図る事業に対する支援というのも環境省では行っております。空き家を活用した地域の拠点なども増えてきておりますので、そういったものに対応したものでございます。こちらは御紹介のみですが、こちらで環境省の発表は以上でございます。ありがとうございました。

○菊池座長代理　ありがとうございました。

それでは、次に消費者庁の田中様お願いいたします。

○田中室長（消費者庁）　消費者庁食品ロス削減推進室長の田中と申します。よろしくお願いいたします。

資料4の1ページ目を御覧いただければと思います。

食品ロスという言葉の定義ですが、まだ人が食べることができるにもかかわらず

廃棄に回ってしまっている食品を食品ロスと言っておりまして、現在この食品ロスの削減に政府一体となって取り組んでいるところですが、食品ロスの削減の一環といたしまして食品寄附の促進ということにも取り組んでおります。まだ人が食べることができる食品ロスを生活困窮者の方々に提供する食品寄附を促進することは、地域の福祉にも資するものであると考えてこの施策を進めているところです。

我が国におきましては、食品ロス削減につきましては2030年度までに2000年度比で食品ロス量を489万トンまでに半減させるという目標を掲げておりますところ、消費者庁のみならず農林水産省や環境省、厚生労働省、こども家庭庁などの関係省庁で連携をして今この取組を進めているところです。

この食品ロス削減は、国連の持続可能な開発目標であるSDGsのうち、目標12の持続可能な生産消費形態を確保する、これをつくる責任、使う責任と言っておりますけれども、こちらにも掲げられておりまして、持続可能な社会の形成につながる国際的な課題の一つとなっております。

このポンチ絵にもお示しをしておりますけれども、政府では昨年12月にこの食品ロス削減の半減目標を達成するために施策パッケージを関係省庁で作成をしたところでありまして。この中では、食品ロスの排出抑制について小売や中食、外食といった事業者を巻き込みつつ、そういった方々に食品ロスを削減していただく、排出抑制をしていただくということを基本としつつ、それでもなお発生する食品ロスを寄附に回すという取組について政府一体となって取り組んでいるところとなります。

昨今、コロナ禍や物価高騰によって食品寄附に関するニーズが非常に高まっております。そういった中で、フードバンクやこども食堂というところが活躍をしているわけなのですが、政府といたしましては本来、食品寄附に回せるであろう食品というのが約20万トンを超えて廃棄に回っているという状況を推計しております。

その一方で、フードバンクやこども食堂を通じての寄附という量は年間わずか1万トンという量になっておりまして、もともとこの食品寄附というのが今、需要に追いついていない状況にあります。この1万トンの取扱いの量は、海外と比べましても非常に低い状況にあるということが言えるかと思えます。

こういった状況は、我が国におきましては食品寄附に対する社会的信頼が十分に醸成されていないということが一因と考えております。このため、一定の管理責任を果たすことができる、信頼できるフードバンクを認定等の仕組みによって特定するためのガイドラインというものを今年度末までに策定をするべく、官民協議会におきまして関係者の御意見を今、伺いながら検討を進めているところでありまして。

続きまして、2ページ目を御覧いただければと思います。

この食品寄附に関しましては、食品ロス削減という観点だけではなく、福祉政策との観点から厚生労働省やこども家庭庁、そして食品へのアクセス向上という観点から、農林水産省がフードバンクやこども食堂への支援事業を実施しております。一連の支援事業につ

きまして、現場で活用されやすくなるようにこの施策パッケージの別紙として取りまとめさせていただいているところとなります。

3 ページを御覧いただければと思います。

続きまして、「食の環（わ）」プロジェクトということで、今年7月に関係省庁で立ち上げました新たなプロジェクトとなっております。食品ロス削減、食品寄附促進、こういったことは福祉政策や食品アクセス確保ということと密接な関係にあって、これらの施策について関係省庁や地方公共団体が縦割りに陥ることなく一体的に取り組めるように、これらを包含する概念として「食の環（わ）」という言葉を使って呼ぶこととして、「食でつなぐ共生社会『食の環』というロゴとともに今、啓発に政府一体となって取り組んでいるところです。

このロゴマークを使用して、行政だけではなくて民間の方々の取組にも資するような形にさせていただいて、ワンボイスで情報発信していこうというのがこの「食の環（わ）」のプロジェクトとなっております。

7月2日には官邸で開催されました食品ロス削減推進会議におきましても、総理から食でつなぐ共生社会の実現に向けた食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセスの確保、これらの取組を一体的に推し進めるよう、「食の環（わ）」プロジェクトをしっかりと推進していただくということの指示があったところです。

食に関する取組につきましては、地域共生社会を実現していく手段として親和性が非常にあるのではないかと考えております。今後、この食品寄附に関わるフードバンク、あるいはこども食堂などの位置づけを地域社会、地域共生社会を実現する関係者としてしっかり位置づけていただくとともに、基礎自治体の皆様とこういったフードバンクやこども食堂としっかり連携した体制が構築されていくことを期待しているところであります。

消費者庁からの御報告は以上となります。

○菊池座長代理 ありがとうございました。

以上、国の各省庁さんからの話を伺いました。ありがとうございます。

続きまして自治体の取組ということで、阪南市の金田様、阪南市社会福祉協議会の猪俣様をお願いいたします。

○金田課長代理（阪南市） 本日は、このような機会をいただきましてありがとうございます。

初めに、私のほうから阪南市における重層事業の考え方などをお話しさせていただきまして、その後、社会福祉協議会の猪俣事務局次長より阪南市における重層事業の一つである漁福連携についてお話をさせていただきます。

資料の1 ページを御覧ください。

阪南市は大阪府内33市のうちで一番新しく、平成3年10月に旧阪南町が単独市制により市制施行をいたしました。阪南市を地勢的に見ますと資料の地図にありますとおり、関西国際空港が近くにありまして、市域のほうは海と山に挟まれていて、雨量は少なく、冬は

温暖であり、自然災害が少なくて非常に暮らしやすいまちです。

人口につきましては多くの自治体と同じく、人口減少が続いておりまして、それに伴い高齢化率も上昇が続いていて、大阪府の平均を上回っている状況です。

このような状況の中、阪南市では誰もが安全に安心して暮らせる、「～誰も一人ぼっちにしない、誰も排除しないまち～」をスローガンとしまして、共生の地域づくりの実現に向けて取り組んでおります。この取組はSDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という理念と一致するもので、阪南市は令和4年度に、内閣府のSDGs未来都市に認定されまして、市全体でSDGsの推進を図っているところです。

次に、2ページとなります。

2ページ目は阪南市の全域図です。阪南市は、明治時代の町村制施行時に14あった村が資料にありますとおり4つの村にまとめられました。資料では地区と書いていますが、そのうち海沿いの尾崎地区、西鳥取地区、下荘地区にそれぞれ漁港がありまして、後ほど御紹介いたします漁福連携につきましては赤丸のところの西鳥取漁港で行っております。

続きまして、資料3ページです。

阪南市の「重層の支援体制整備事業開始までの経緯」ですが、平成12年度に第1期の地域福祉推進計画を公民協働で策定してから、現在実施中の第4期の地域福祉推進計画まで全て公民協働で作成しております。また、この間、積極的に国のモデル事業にも取り組むことで、阪南市の包括的な支援体制を強化してまいりました。

次に、資料4ページとなります。

4ページは、先ほどの重層事業実施までの経緯の要点を現在までの4期にわたる地域福祉推進計画ごとに整理した表となっております。表には、これまでの地域福祉推進計画に基づいて取り組んだモデル事業や人材配置等を記載しておりまして、これらの取組が阪南市の地域福祉に蓄積されています。

続きまして、5ページとなります。

「阪南市における重層事業の考え方」ですが、阪南市の地域福祉の推進で最も重要なキーワードが公民協働です。先ほども申し上げましたが、第1期の地域福祉推進計画の策定以来、阪南市では公民協働を基本理念の一つに掲げ、福祉施策だけでなくあらゆる市の施策で公民協働を取り入れています。また、行政を中心とした「公」と並んで、阪南市社会福祉協議会を民の要として行政とともに包括的支援体制づくりを進めるパートナーとして位置づけています。

国のモデル事業への取組についても、国モデルを踏襲するのではなく、これまで蓄積された阪南市の地域福祉基盤を大切にしながら市、社会福祉協議会、市民公益活動団体などと公民協働で阪南市版の包括的な支援体制づくりに取り組んでいます。

また、これらの仕組みは一度つくればそれでいいというわけではなくて、常に現場では新たな課題が生じていくと思われまして、それに対応するためには見直しが必要です。随時関係機関との協議、合意の下で点検、改善を重ねていきます。

もう一つ、阪南市の地域福祉については、民の社会福祉協議会を中心とした住民主体の自発的な地域福祉の実践があります。阪南市は都市部にありながら海、山といった豊かな自然環境や農業、漁業などの地域資源を有している強みがあります。今後はさらなる少子高齢化などのために地域活動の担い手不足がより深刻になると思われますが、市や社会福祉協議会が全てを担うことはできません。やはり自発的に活動できる住民の方々がいなければ地域は成り立ちませんので、これからも住民主体の自発的な地域福祉が実践できるように、市と社会福祉協議会が連携して公民協働で支援を続けていきたいと考えています。

それでは、阪南市の地域資源の中で地域特性を生かした漁業との連携や少年院のボランティア活動の支援等を通じた住民主体の自発的な地域福祉の実践であり、地域づくり支援と参加支援を一体的に進めている事例である漁福連携について、阪南市社会福祉協議会の猪俣事務局次長より御紹介させていただきます。

○猪俣事務局次長（阪南市社協） 猪俣でございます。

引き続き、7ページを御覧ください。

こういった阪南市における地域づくりの漁福連携実践が包括的な支援体制のどこに位置づいているかということを確認します。地域づくりの位置にあります。参加支援、相談支援とも文字どおり重なりを持ちながら展開されています。また、このオレンジ色の枠で囲っているのが重層事業の範囲ですが、御覧のように重層事業にとどまらず、様々な主体や実践とも関係しながら展開をしております。

次に、8ページを御覧ください。

そんな中で、農福連携の活動の中で漁師さんの「漁業も福祉と一緒にしたいな」という発言を地域包括の職員が受け止めたことがきっかけとなって漁福連携に発展しました。この発言を受けて、社協のほうでは生活困窮、または地域包括等のそれぞれ参加の場が要るということそれぞれの課題として共有しておりましたので、これはつながってぜひ一緒に検討しましょう、ということで漁福連携会議というものを開催しました。

その場では、漁業の活性化に取り組む漁師さんたちがカキの養殖に取り組んでいたのですが、そんな中で「担い手が欲しいな」という声、また福祉側は「こどもたちや高齢者の身近な地域での参加の場、居場所が欲しいな、就労の場が欲しいな」ということを共有しました。これはつながったら面白いことができるのではないかとということで、「一緒にやろう」ということで漁福連携がスタートしました。

次を御覧ください。9ページです。

そんな主人公となった漁師のAさん夫妻の歩みを振り返りながら、この実践が突然誕生したというものではなくて、地域福祉の展開の歩みの中で出てきたということをお伝えしたいと思います。

Aさん夫妻は校区福祉委員会に参加、また民生委員として見守り活動にも携わっております。そんな中で地域の居場所をつくろうということで、身近な場所でのサロンカフェの活動、またこどもを支えようというこども食堂のボランティア、それから先ほど言いま

した農福連携で高齢者の田んぼづくりを地域で支えようという活動にも取り組んでおられました。そして、社協の地域支援の中で組織化をしてきた先に、地域包括や専門職ともつながりながら農福連携を展開していた。その中で、漁業でもつながって一緒にやりたいという取組につながってきました。

このように、長年の地域づくりの蓄積によって地域の中から芽生えてきた実践だということをお伝えしたいと思います。

次の10ページでは、そんな中で開発をしてきました多様なプログラムの一覧を掲載しております。参加といってもいろいろな段階があるよねということで、幾つかの段階に分けてプログラムが生まれてきました。また、その中では8050世帯の男性が実際に漁業就労の自立にまでつながるという事例も誕生しました。

次に、11ページから具体的なプログラムを掲載してございます。

まず漁港でAさんの奥さんのほうから、「ぜひ漁港をみんなの居場所にしよう」ということで、漁港でのこども食堂、地域食堂が誕生しました。毎回100人前後が参加する非常にぎやかな場になっております。この食事後には、夕日が沈む浜でこどもたちが走り回るという非常に昔ながらの風景も見られています。

また、先日は車椅子ユーザーで口筆画家の方とも触れ合おうというイベントもこの漁港で開催しました。

次を御覧ください。

そんな中で「共生の釣りプロジェクト」という取組も生まれています。もともと認知症高齢者向けの生きがい支援の取組として地域包括と協働で始まったものですが、これが不登校の中学生が登場したことで一気に共生型の釣りイベントに拡大をしました。それで、当日は漁師さんや地元の福祉委員さんらの見守りの下でみんなで釣りを楽しんで、釣った魚はこの中学生がさばいてみんなで食べるという取組になっています。まさに暮らしの場で参加支援をやっている、そんな実践と言えます。また、これをきっかけに教育と福祉の連携というのも非常に強いものになってきております。

同じスライドで12ページの下ですが、少年院との連携、司法と福祉の連携による立ち直り支援の実践にも広がってきております。少年院からの相談を受けて、在院生らが地域の中で何か課題解決に取り組むことで再犯防止につなげようという相談を受けて社協がコーディネートを行っております。独居高齢者の困り事支援の活動などのほか、漁港での活動にも参加をして、彼らの中からは「1日でこんなにも”ありがとう”と言われたことがなかった」という非常に胸に響く感想も聞かれております。

また、実際にはこの少年たちが仮退院後に地元帰住地に帰ってからでもぜひボランティアをやりたいという相談もあり、今までに20人以上をコーディネートしてきました。

次を御覧ください。

そんな中で、少年院と漁師さんたちと協働で新たに寄附つき商品、ワカメの養殖をしようという取組にも今、発展をしております。彼らと一緒に育てたワカメを実際に地域のイ

ベントで販売をして、その売上げは漁福連携実践の財源として充てております。

こんな取組をしている中で、少年院を仮退院した子がその日、仮退院後に親御さんと一緒に漁港に立ち寄ってくれて、「本当にお世話になりました、ありがとうございました」とお礼に来られました。漁師さんたちは本当に涙を流して喜んでいただいて、「もっと困っている人がいたら紹介して」と、そんな漁師さんたちのやりがいにもつながっています。

次の14ページを御覧ください。

先ほど少し触れました不登校の中学生の事例を、改めて重層的な事例としてまとめております。

まず、スタートは左下ですね。漁師さんの「一緒に何か面白いことをしようよ」という声からスタートしました。それで、「何かできたらいいね」という話合いをしている中で、実は左上の多機関協働の取組の中で学校現場、教育と福祉がつながりました。そんな中でB君の課題が出てきて、不登校けれども釣りが好きで一人で釣りに行っている。そんな課題をスクールソーシャルワーカーやCSWがキャッチしました。社協の地域担当と個別支援のワーカーとも「エリア会議」という真ん中の場でつながっていましたので、「では漁福連携と一緒につなげよう」ということで、そこから参加支援につながりました。

釣りプロジェクトやカキ小屋、漁港での地域食堂など、地域づくりの担い手にB君がなるという取組を通して、彼が「卒業後はこの漁港で働きたい」という意向も言ってくれています。まさに地域支援から参加支援、相談支援が重なる非常に象徴的な事例だと思っています。

15ページには、改めてこの漁福連携実践をまとめたスライドを掲載しております。

先ほどのお話も聞きながら、まるで環境省さんがつくったかのようなスライドだなと感じておりましたが、いみじくも「包摂・循環型のまちづくり」ということはこうした実践から我々が学んだところですよ。

真ん中の上のところですが、みんなの参加の下でカキの養殖に取り組みました。そんなカキの養殖が観光資源として漁業の活性化、関係人口の増加につながっております。このカキ小屋で出たカキ殻を今度は少年院生たちが砕いて石灰肥料にしようということで、観光分野の補助金をいただいて石灰肥料づくりをしております。この石灰肥料が今度は農福連携で、休耕地をボランティアさんと一緒に耕している福祉農園で作物の栽培に役立て、またそこで採れた野菜を漁港での地域食堂に役立てると、そんなサイクルが生まれています。

その真ん中ですが、いろんな人が参加をするという参加の形がたくさん誕生してきました。こういった取組をつなげ、この循環の絵を描くというところにおいて、社会福祉協議会の地域づくりの中間支援の役割を發揮できたのではないかと考えております。

最後に、改めてこういった取組をまとめて事業展開、この重層事業を進めてきた推進要因として2ページにまとめております。

16ページです。

要因としては、重層が始まる以前からの基盤要因、それから重層事業の施策によって推進された要因とまとめております。

まず基盤要因としては、先ほど市役所の金田さんからもありました公民協働ですね。その中に「民」の要として社協を位置づけていただいたということと、重層事業をこの両方で協働運営をしてきたということが大きかったと思います。

また、そのためには事業の縛りがなく、民間の柔軟性、開拓性を生かす事業委託をしていただいているということも大きかったと思います。

2つ目の要因、同じページの下部ですが、基盤要因としては「コミュニティワーカーの配置と住民の主体形成」という点があります。大阪府では豊中市もそうですし、阪南市もそうですが、以前から小地域ネットワークということで小地域の組織化を本当に丁寧に進めてきました。そういった中で、地域福祉の豊かな土壌が相談分野の包括化、事業・支援の重層化を促進することができたと思います。

どうしても地域福祉の施策化の流れでは行政や社協、専門職の都合で、制度・サービスの都合で住民を活用する。こんなことがあると、住民活動者がまるで制度・サービスの奴隷になっているかようになってしまいます。そんなことは絶対にしてはいけないということで、この住民の主体形成というのは本当に重視をしてきました。重層事業もトップダウンではなくて住民側からこの制度、施策をのみ込んで自分たちで主体的に活用していく、「ローカルフィット」させていくということが大事だと考えております。

次に、17ページを御覧ください。

重層事業の施策によって推進された要因を3つまとめております。

まず「地域づくりの2つの重層化」ということで、今日はあまり触れていませんが、身近な暮らしの場で相談支援と地域づくりを重ねていく重層化、また2つ目がこういった漁福連携などがそうですが、多分野とも越境しながらコミュニティ全体の推進を展望する地域づくり施策の重層化が進んできたと思っております。

施策要因の2つ目ですが、「地域づくりのコーディネーター配置」です。個別支援や制度・サービスに縛られ過ぎないコーディネーター、住民の側に立つコーディネーターの配置。これを阪南市では生活支援体制整備事業を”多世代型”とすることで進めてきました。

ただ、ここは重層的支援体制整備事業の本格実施後は、地域づくり事業は「既存財源の活用」とどまっておりますので、こういった創意工夫を自治体がしていかなければなかなか進んでこなかったところかと考えております。こういったところを通して、新たな福祉資源をつくるということではなくて、地域にある産業等の地域の資源、一般資源を”福祉化”していくことができたのではないかと思います。

よく地縁型とかテーマ型と地域福祉の中で言われてきましたが、こういった取組は地域の”ローカル性”に基づいた、かつ真ん中に当事者、住民を置いた”福祉性”を備えた地縁型とテーマ型のミックスの「地域密着のテーマ型プロジェクト」と言えるのではないのでしょうか。また、こういったことを通して住民自治のコミュニティ形成にも寄与していると考え

ます。

最後に、事例でも触れましたが、やはり多機関協働との重なりがあったおかげで、新たにこういった困窮事業相談者や少年院生が真ん中で担い手になれる参加支援実践にも発展をしてきました。

今はこういった取組をさらに進めるために、阪南市と社協と合同でこういった地域の活動に出向く地域協働人材を育成する市職員や専門職を対象とした研修も進めておるところです。

阪南市からの実践は以上です。

○菊池座長代理 どうもありがとうございました。

それでは、最後に日本生活協同組合連合会の近藤様、生活協働組合コープこうべの足立様、お願いいたします。

○近藤本部長（日生協連） 日本生活協同組合連合会の近藤と申します。よろしくお願いいたします。

扉を開いていただいて2ページ目ですが、まず生協の説明を簡単にさせていただきます。

生協は、組合自身が出資して意思決定や運営に参画する組織となっております。事業の種類は商品供給や共済、福祉などあります。組合員の組織として組合員同士の助け合い活動、また暮らしに関わる学習活動など、各地域で幅広い活動に取り組んでいるところが特徴となります。

3 ページです。

日本生活協同組合連合会の会員となっている生協を合計しますと組合員数は3000万人を超えます。供給高は3兆7000億円という形になっております。

4 ページです。生協といってもいろいろな種類がございます。今日同席している地域生協もありますし、学校生協、医療福祉生協など様々な生協がございます。

5 ページです。

「地域生協における世帯加入率」となっております。全国平均の世帯加入率は40%近くとなっております。生協はおおよそ各世帯にお一人が加入していただくと、家族証などで利用を共有する部分があります。そのため、会員数と世帯数がほぼニアリーという形になっております。50%を超える県もございます。

6 ページです。

地域生協の主な事業は、宅配事業です。全国で約2万5000台の生協の配送担当車が週に1度の宅配を行っております。山間部や離島にいても、広域で諸団体との連携が進んでおります。そのほか店舗、移動販売車などでいろいろな地域に商品のお届けなどをしております。

7 ページです。

日本の生協の2030ビジョン、2030年ビジョンというものをつくっております、この中では2番目、ビジョンが目指すものの中で「安心して暮らし続けられる地域社会」を掲げ

ております。

8 ページです。

参考になりますが、生協が「地域社会」というビジョンを掲げるまでにこういった変遷をたどっているというイメージ図になっております。

9 ページです。来年度、2025年、国連が「国際協同組合年」を宣言しました。ただいま農協、漁協など、いろいろな協同組合と一緒にこの国際協同組合年を盛り上げるために、今いろいろな準備を行っております。

10ページです。

生協の「国際連携」について御参考の資料をつけております。こちらをぜひお読み取りください。

11ページ以降で全国の生協の活動内容の概要を説明させていただきます。

「行政と連携し地域社会づくり」、12ページです。

先ほども申し上げました2万5000台のトラックが日々走っている宅配事業のインフラを活用しまして、地域見守り活動を全市区の町村の中では74.2%に当たる1,291の市区町村と協定を結んでおります。例えば、週に1度配達した中で何か異常に気づいたときに、御家族への連絡、地域包括支援センターへの連絡、救急への連絡などいろいろな連携を進め、組合員さんの暮らしを守っていけたらということで取り組んでおります。

13ページです。

包括連携協定を締結している事例をお示ししております。全国では38生協、4県連が延べ211の市区町村と協定を締結しております。物資協定に始まり、子育て、環境保全など、様々な分野での連携を進めております。さらに、地域活性化に関する協定を結んでいる生協もあります。

14ページです。

こうした地域の自治体や団体との協定を生かして、例えば夕食宅配サービス、行政や他団体と連携した複合的な多機能型ステーションを開設しております。

15ページです。地域の課題解決を図るために、自治連合会や社会福祉協議会と連携した活動を示しております。御覧いただければと思います。

16ページです。組合員の願いを実現するために、組合員同士がちょっとした困りごとを助ける「くらしの助け合い」、自治体と協力した子育て世帯への協力なども行っております。

17ページです。「高校生への支援」、18ページは「食品ロス削減の取り組み」を示しておりますので、お読み取りいただければと思います。

ここで地域生協、コープこうべにバトンタッチいたします。

○足立統括（生協コープこうべ） コープこうべの足立でございます。実践事例を御報告させていただきます。

お手元に別資料も御用意させていただいておりますので、併せて御覧いただけますよう

お願いします。

まず20ページですが、地域の話合いからイベント開催まで広がった事例です。「地域つながるミーティング」は、組合員さんに限定せずに、地域で活動する様々な方々と一緒に地域や暮らしの課題について話し合い一緒にできることを考え実践する場です。地域の課題に関する話し合いを通して、コープこうべのお店や集会室で参加者同士が顔の見える関係づくりを行っています。

例えば、コープ上郡店ではこどもを中心とした多世代交流イベントの実践につながり、またコープ神吉店では譲渡会が行われています。これらは、実践の一例になりますが、各地域で話し合いから多彩なプロジェクトが生まれている状況です。地域の活動者同士が手を取り合って、地域の居場所づくりや生きがいくくり、生き生きとした暮らしづくりにつなげていけたらと考えています。

2つ目は21ページです。アプリによって手軽にお手伝いができるようになった事例です。もともと行っていた助け合いを組合員の声を聞いて、コープこうべの情報デジタル推進部の職員がデジタル化しました。ごみ出しなどのちょっとしたお手伝いの必要な方と、手伝える人とをマッチングしましたところ、今では小学生や高校生など、こどももお手伝いしてくれて高齢者の見守りにもつながっています。地域のまちづくり協議会や老人クラブさんなどの協力もあり、本当に少しずつではございますが、取組が広がっている状況です。

次は、22ページです。買い物支援の取組事例です。「高齢になっても普通に商品を手に取って買い物をしてもらいたい」、そんな思いから、「買いもん行こカー」の取組を進めています。一人暮らしの高齢者等、買い物にお困りの方をお店まで無料で送迎します。社会福祉協議会や自治会などのお力も借りながら、利用者が少しずつ増えています。

また、「買いもん行こカー」の到着時間に合わせてボランティアの方が触れ合い活動を行う、そんな取組も広がっておりますし、下段記載の事例では、豊岡市社協が車両を提供してくださるなど、地域ぐるみの取組にも発展している状況です。

続きまして、23ページです。コープの事業の仕組みを生かした、障害のある方の活躍の場づくりの事例です。毎週決まった方を訪問し、食料品等をお届けする週一宅配の仕組みを生かした高齢者見守りの取組です。神河町社協さんとともに話し合いを進めながら取組をはじめました。お一人暮らしの高齢者の見守りを兼ねて、障害者支援団体と一緒にコープの宅配商品のお届けを行っています。

高齢者からの「ありがとう」「また来週ね」といった感謝の声が励みとなっています。また、障害者支援団体から、コープの宅配がある日に休む作業所の利用者はほとんどいないと聞いております。コープの事業を中心に障害のある方のやりがい、高齢者の方の安心をつくる取組として地域に広げていっております。

最後に24ページです。居住支援につながった事例を2つ紹介させていただきます。

生活困窮者支援団体や居住支援法人と、もともと付き合いがあったことがきっかけとなり、尼崎市の市営住宅の課題に取り組みたい団体に声をかけてネットワークをつくり、コ

ープこうべが尼崎市との窓口を担いました。尼崎市はこのネットワークに対して市営住宅の空き住戸を貸し出します。その住戸をネットワーク団体が、住むところに困る困窮者や外国人の留学生などに提供しています。

最後に下段の取組事例です。コープこうべの遊休資産を貸し出しています。使わなくなったコープこうべの女子寮を居住支援法人等に提供しています。居住支援法人は、シングルマザーや留学生の住まいや就労の支援を行っています。コープこうべの店舗の上層階になりますので、居住者に対して、フードドライブなどの食料品支援も同時に行っています。

以上、駆け足で恐縮でしたが、コープこうべの実践事例でした。

○近藤本部長（日生協連） 最後に25ページです。「まとめ」とさせていただきます。

生協はもともと組合員に奉仕をすることを目的とする組織でありますけれども、コミュニティの持続可能な発展のために活動を目指す組織です。安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指すということをそれぞれの生協が掲げて、いろいろな団体とともに、行政とともに積極的に取り組んでいるところです。

商品の購入をはじめ、コミュニティの様々な活動に関わることで、それは組合員自身に様々な価値をもたらしています。生協は、宅配や店舗などのインフラを活用して地域共生社会づくりに貢献していきたいと考えております。行政や社会福祉協議会、地域運営組織、NPO、地元の企業など、様々な関係者と協働を広げることが地域における総合力の発揮につながると考えております。

今後、市町村をはじめとした地域に近い行政に生協の取組への理解を深めていただくとともに、地域課題のプラットフォームになれるよう頑張っていきたいと思っております。地域共生社会の実現に向けた取組を広げてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それ以降の資料の中では、様々な実際の取組を入れておりますので、お読み取りください。

また、別配付で『生協の社会的取り組み報告書2024』の冊子もお配りしておりますが、御覧いただければと思います。

以上、御報告です。ありがとうございました。

○菊池座長代理 ありがとうございました。

皆様から、大変示唆に富む御報告をいただきましてありがとうございます。宮本座長であれば、もう少しそれぞれの報告に対する的確なコメントと感謝を申し上げるところであります。私はそこまでの能力を有しておりませんので大変申し訳ございません。大変多くの学びをいただきました。ありがとうございました。

それでは、短い時間になりますが、構成員の皆様から御質問をいただきたいと思います。御意見などにつきましては後半部分に改めて時間を取りますので、ここでは御報告に対する御質問という形で受けさせていただきます。

オンラインの皆様は挙手機能をお使いいただき、会場の皆様はお手を挙げて合図をお願い

いできればと思いますが、会場の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、田中構成員をお願いします。

○田中構成員 御発表の皆さん、ありがとうございました。

阪南市さんに御質問を2点お願いしたいのですけれども、つぶやきを受け止めて対応を重ねて楽しみながら事業展開されているところがすごく素晴らしいなと思って聞いていました。特に地域資源をすごく上手に活用されて、それを重層も含めていろんな循環をさせておられるところがすてきだなと思って聞いていたのですけれども、阪南市さんの社協さんには地域包括支援センターも受託をされておられて、CSWもいて、地区社協もあってと、今までも地域包括ケアとか、そういったところもずっと積み上げられたベースがあったのかどうかというところが1点目です。

もう一つは、全国的に重層がうまくいっていないという悩みを抱えておられるところが多いかと思うのですけれども、多機関協働、参加支援、地域づくり、それぞればらばらに考えて事を進めていこうとする。そこで悩んでおられる自治体がすごく多いと思うのですけれども、本当に個のつぶやきをしっかり受け止めながら上手に回しておられるところがすごいなと思って聞いていたのですが、その辺りで新しい制度に振り回されないでちゃんと俯瞰して制度を見て上手に活用されておられる職員のスキルといたしますか、その辺はどうやって醸成されてこられたのか。

あともう一点だけ、市と社協さんがとても連携が強化されているというか、強いというか、そこも悩んでおられる自治体が多いと思うのですけれども、その辺りは歴史的にうまくいっていた背景があったのかどうかを含めて、3点質問をお願いします。

○猪俣事務局次長（阪南市社協） ありがとうございます。

では、社協のほうから最初に2点お答えをしたいと思います。

おっしゃっていただいたとおり、別に社協職員、私一人がやったわけではなくて、いろいろな専門職もみんな地域に軸足を置いて、地域で出されるつぶやきとか、いろいろな願いとか、いろいろなものをみんな受け止めてきたというのがこの事例の核になるところかと思います。

それで、包括に関しては社協と医療法人と1か所ずつ受託をしております、特に社協だからというわけではなくて、やはり行政の担当課も含めて地域包括というのは地域に根差して、住民と協働しながらやっていこうということをこの受託以後、8年くらいかけて大事にしてきたという積み重ねがありました。その包括ケアは、やはり住民と専門職が向き合って協働しようということが基盤となってこの重層にまさにそのままつながってきたという感覚があります。

それで、重層がうまくいかない、3つの事業なり支援がばらばらになっているというのはよく聞く話ですが、我々もすごく大きな重層事業の3つの支援を横断しようとか、重ねていこうというようなことを何か難しいことを考えながらやってきたというよりも、もっともっと細かいミクロの、たった一人の声に寄り添いながら、この人の暮らしがどうやっ

たらよくなるかなとか、釣りが好きな少年には、ではぜひ地域の中でみんなで釣りができる行事をつくろうよとか、そういう意味では専門職一人一人がちゃんと当事者なり住民なりと向き合っていけば自然とつながるものなのかなと感じています。

ただ、ミクロだけではなく、どうしても個別支援と地域支援というところがなかなかつながりにくいところかと思いますので、そこの仕組みを構築しました。うちで言う「エリア会議」というエリアを基盤に、個別支援と地域支援の専門職がつながる、共有する会議というのを毎月1回開いていますので、そういう個別支援と地域支援をつなぐ仕組み、仕掛けというのは必要だったかなと思います。

職員のスキルというのは、その住民なり当事者と向き合う中で、みんなでどうやったら実現できるかとかを繰り返しながら住民に育てられた、当事者住民に育てられてきたのかなと思っております。

あとは、公民協働のところですね。

○金田課長代理（阪南市） 私のほうは、市と社協の連携が以前からうまくいっていたかということだと思うのですが、私自身もこの4月に異動してきたばかりでまだ6か月なのですが、それ以前にまちづくり担当の時にまちづくりの分野で社協さんとも付き合いがあったということで猪俣さんもよく知っていたのですが、以前から連携がうまくいっていたかというところでもなく、やはり市職員は異動していく。社協さんは、ほぼ同じ職員ですけども、市の職員というのは人事異動で替わりますので、中にはやはり社協は何だというような人もいます。ただ、やはり社協さんのやっていることはすごいということもあって、私自身も異動してきて思ったのが、今日の発表とかでもやはり市の取組というのがちょっと少ないかなというか、足りていないところがあると思っています。

そういうところが当初あったので、何かあったらすぐに相談をしていくということで、そういう付き合いの中で、それは以前からもやっていて、相談の中でちょっともめたこととかももちろんあったとは思いますが、そういうことを乗り越えて、公民協働というのは阪南市では最初に言ったように福祉だけではなくて他の分野でも自然体で当たり前のようになっていることなので、そのように考えて、普通に自然にしていればいいのではないかと。いろいろ考え過ぎたり、猪俣さんからもありましたが、制度に当てはめ過ぎるとか、そちらを考えるよりは、とにかくやってみて結果的にこの取組が制度にうまく入っているじゃないかとか、そのほうがうまくいって、より効果もあっていることがあるのではないかと、この6か月で思ったところです。

ちょっと答えになっていないとは思いますがそれでも。

○田中構成員 どうもありがとうございました。

○菊池座長代理 ありがとうございます。

時間の関係がありますので、御質問がおありの方は今の段階でお手を挙げていただけると助かります。挙手機能をお願いします。

会場からあとお二方、そしてオンラインからは勝部さんを入れてお三方ですね。では、

ここで締め切らせてください。

それでは、奥田構成員をお願いします。

○奥田構成員 近藤さんに質問なのですが、これは厚労省に聞いたほうがいいかもしれないですが、私も生協に関わっていきまして、災害時においても生協の活動がすごく大切な、日常生活においてもそうですけれども、私は不勉強なのでちょっと教えていただきたいのが、たしか生協法第12条で組合員以外の使用はできないということになっていると思うのですが、その辺りで実際問題、これから地域共生社会の中で福祉分野を超えてさらなる連携というときに、この第12条はどうなっていくのか。結構現実を見ると、組合員以外の方に対するサービス提供、特に災害時には非常に徹底してやっていると思うので、後々この議論が進んでいく上で第12条をどう理解するのかというのを教えていただきたいと思います。

○菊池座長代理 では、よろしくお願いいたします。まず生協さん、それから所管庁のほうでもし答えがあればということで。

○近藤本部長（日生協連）

私どもの組織の中でも、おっしゃられた課題について、こういった要望を出すかは論議をしているところです。

先ほど紹介した遠隔地の配達においても、組合員という区切りだけではなくていろいろな方たちに手が届くようにしてあげたいというような願いもあり、実現しました。このように組合員に限定しない取組も様々に進めております。

私どものところもどう整理していくかはずっと論議を続けています。この議論をまとめ、私たちがどう地域社会により広く貢献できるかは提案をさせていただきたいと思って進めているところです。

○菊池座長代理 ありがとうございます。

これは社会局の所管ですよね。何かございますか。

○金原地域福祉課長 先ほどの員外利用の関係でございますが、生協法においては組合員以外の者による事業の利用が原則禁止されておりますが、例えば先ほど御質問がありました災害時などはこういった員外利用は限度が設定されておらず、当然全ての避難者の方々に物品を提供できるようになっており、そのために各生協さんと自治体さんとが災害時の協定等を結ばれております。

また、それ以外においても例えば員外利用をさせることが適当として行政庁の許可を得た場合というようなものもございます。令和3年度には、地域共生社会の実現につながる取組に対する員外利用を拡充したところであり、地域の課題解決を行う組織に対する物品供給といったものが員外利用の例外として規定をされております。

これで全てではないと思いますが、取りあえず今の状況でございます。

○菊池座長代理 よろしいですか。

ありがとうございます。労働者協同組合法がスタートしたり、様々な形での協同組合が

できてきている中で、現実にはそういう活動をしておられますからね。ありがとうございます。

それでは、永田構成員をお願いします。

○永田構成員 御報告いただいた皆様、ありがとうございました。

私は猪俣さんと金田さんに御質問をさせていただきたいと思います。

資料を拝見していると、今日は漁福連携の御報告に来てくださったのですが、その事例だけを切り取って理解しないほしいというメッセージが滲み出ているような気がしましたので、それについて御質問したいと思います。

15ページにあったような、循環したまちづくりへの広がり、の基盤に地域福祉の基盤が重要だということをおっしゃっていただいて、そのことについては理解ができましたが、そうした基盤をつくっていきながら、今回のような領域を越えた民と民との協働ですね。そこを地域づくりコーディネーターというふうにわざわざ書かれていたのではないかと思います。そういった役割を現状の生活支援コーディネーターの全世代化だけで対応していくことができるのかという地域づくりの人材面への示唆があれば教えていただきたいというのが1点目です。

2点目は、制度やサービスに縛られ過ぎないというのが民の活動を豊かにしていくために重要だということだと思いますが、その制度やサービスに縛られ過ぎない民の活動を、地域づくりを進めていくための公民協働はどのように担保されるのか、もう少し具体的にこうしていけばいいのではないかとすることがあれば教えていただきたいという2点です。

○菊池座長代理 いかがでしょうか。

○猪俣事務局次長（阪南市社協） ありがとうございます。

まさに永田構成員がおっしゃっていただいたように、たまたま漁業とつながったからできました、という事例ではないというところは本当に感じていただいてよかったなと思います。そういった中で、地域づくりのコーディネーターとして生活支援コーディネーターが動いています。

ただ、当初は何で生活支援コーディネーターがこども食堂の支援に行くのかとか、幾ら重層とはいえ、制度施策にひもづくコーディネーターとしてのやりづらさというのはあったんですね。今でも、生活支援コーディネーターが地域の総合事業の担い手をつくっていくとか、各地域の本当に小地域の福祉活動を育てていく、一緒に協働していくという仕事と、かつ、こういった異分野、他分野まで越境してまちづくりまで展望していこうとすると、非常にコーディネーターの業務だけでは厳しいというのが率直な正直なところです。

当時、モデル事業のときに地域力強化事業で新規財源がつけましたので、そこで人を増員できたんです。ただ、これが本格実施になると、既存財源を活用してくださいということで、どうしても生活支援体制整備事業の中にまた戻し入れをせざるを得なかったという、ここの経過のしんどさもありました。

この重層事業の中で地域づくりに向けた支援については、どうしても新規財源なり人の配

置までは踏み込んでなされなかったというところが現場のちょっとやりづらさにつながっている部分はあるのかなと思います。ですから、そういったコーディネーターなり、新たな地域づくりを展望していくために新たな体制強化策はぜひ検討いただきたいと感じているところです。

○永田構成員　例えば、仕様書の在り方をどう工夫しているかとか、そういうことかと思うのですけれども、どうでしょうか。

聞き方がいけなかったかもしれませんが、やはり地域づくりというのは余白とか、自由がないとなかなか難しいのではないかという感じがしていて、それが多くの場合委託契約の中でぎちぎちになってしまって、柔軟な動きが広がっていかないということが社協さんを含めて多いのではないかと思っていたので、そうしたことをどう工夫したり、協議しているかを教えていただきたいと思ったという質問です。

○金田課長代理（阪南市）　仕様書のほうにつきまして言えば、やはり行政文書ということもあってちょっとぎちぎちになるところもあるとは思っているのですけれども、ただ、そこは解釈を柔軟にという方法もちろんありますし、ただ単にこちらはこう言っているけれども、それは先ほども言いましたが、社協さんとの話合いで、いろいろとここまでやったらできるとか、そういうことは柔軟に市としてもやっていかなければいけないと考えています。

○猪俣事務局次長（阪南市社協）　あとは、毎年というか、事業を始めるとき、仕様書をつくるときに、こういう内容でどうかなとか、評価に関してもあまりここまでがちがちに数字を書き過ぎるとしんどいよねとか、そういう協議は常に行政とはさせてもらっていますし、金田さんたちとも話しています。

だから、あまり1年のうちに何か所居場所をつくりなさいとか、何人の活動者を必ず増やしなさいというようなところまではないです。そういうところは担当課には理解をいただいている部分かと思います。

○金田課長代理（阪南市）　ただ、財政部局からは結果を求められるところがありますので、それはこちらのほうで受け止めて、先に財政部局からも求める結果を言ってきてくれるので、そこはきっちりと話をしながら、やらなければいけないところはきっちりとやっています。それにはお互い綿密な話合いというのが一番だと思っています。

○菊池座長代理　ありがとうございます。

それでは、オンライン参加の皆様から、まず松田構成員をお願いします。

○松田構成員　貴重なお話をありがとうございました。

乳幼児のところをずっとやっているのですけれども、フードパントリーもやっていて、コープこうべさんの旧女子寮の提供というお話を伺ってすばらしいなと思ったのですが、2つあって、1つは行政の方の、例えばケースワーカーさんなどとのやり取りというか、入居に当たってどんなふうにしているのかということと、もう一つは同じエリアで違う、例えば会社さんとか、そういうところの方たちが提供されているおうちとかがあったら総

合的にマッチングではないですけれども、そういうことをするような方向性というのはあるのかどうか、教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○菊池座長代理 どなたへの御質問でしょうか。

○松田構成員 コープこうべさんの旧女子寮の提供のお話です。

○菊池座長代理 それでは、お願いします。

○足立統括（生協コープこうべ） 御質問の件です。

旧女子寮を活用した「六甲ウィメンズハウス」プロジェクトは2年、3年かけて進めており、ようやくこの4月から居住支援事業が開始されました。コープこうべとしましては、長年活用できていなかった女子寮の跡地をNPO及び公益財団法人の方々に無償で提供させていただき、そこを使っていただくことで、暮らしの課題解決につなげていきたいと考えています。居住支援事業は、NPO及び公益財団法人の方々が行っていますが、事業開始の説明会には、神戸市の担当者などの関係者の方々も多数来ていただきました。支援が必要な方々の情報など、しっかりと密にコミュニケーションを図りながら運営を進めています。

最大40世帯が居住できるのですが、現在10世帯がすでに入居しています。6月から入居が始まったところで、今後は、居住支援法人同士のネットワークづくりなど、コープこうべが関わりを持てるところで役割発揮していきたいと思っております。

御質問ありがとうございます。

○菊池座長代理 ありがとうございます。

それでは、石田構成員お願いします。

○石田構成員 失礼いたします。

コープこうべさんの事例について1つ、居住支援等の活動を行っていらっしゃるということで具体的なお話がありましたけれども、こういった活動をされるときに規定の、従来からあるいろいろな制度とかによって非常にやりにくかったりとか、できなかった、困難だったというようなことがあったのかどうか。実際にそういうふうな新たな活動を始めるときに既存のルールに阻まれてうまく事業が展開していかなかったというようなことがあれば教えていただきたいというのが1点です。

もう一つ、阪南市さんは新たなこういう取組を展開して漁福連携というような本当に新しいスタイルができたわけですが、先ほどお話の中に出てきたのですけれども、ではこれを今後展開していくときにどういったことが一番必要なのか。新たにこういった新しい形ができたけれども、これを今後さらに横展開とかという形でしていくときに、何が一番課題とお感じになっていらっしゃるかを教えていただきたいと思います。

以上です。

○菊池座長代理 それでは、コープこうべさんからお願いします。

○足立統括（生協コープこうべ） ありがとうございます。

居住支援の取組を進める上で困難であったこと、うまくいかなかったことは何か、という御質問かと思いますが、2つありまして、1つ目は組織内の合意形成です。居住支援

の取組は、コープこうべでははじめてということもあり、困難はたくさんありました。例えば、旧女子寮を活用した「六甲ウィメンズハウス」プロジェクトはこれまで活用できていなかったとはいえ、他団体に無償で提供することについては、大きな組織判断が伴います。世の中が変化していく中でコープこうべとして今、できることをやっていこうということでなんとか貸し出すことについての判断があり、取組を前に進めることができました。もう一つは、居住支援の取組を進めるノウハウを持っていないということです。取組を進めるにあたっては、自前で行わず、支援のノウハウを持つ団体と連携・協働して、取組を進めることに注力しました。ミッションの違う団体との顔の見える関係づくり、ネットワークづくりは非常に難しい部分もありますが、互いにできることを出し合いながら関係構築をしている状況です。

○菊池座長代理 それでは、阪南市さんお願いします。

○猪俣事務局次長（阪南市社協） こういった漁福連携などの取組をさらに広げるためにどうすればいいかという御質問かと思います。

実は、この取組は本当に地域の中で漁師さんと社協と専門職と一緒にこんなことをしようということで広がってきたんですね。

ただ、片や、各関連省庁や施策とつながっているかという、その漁師さんを通して、ではまちおこしの分野の補助金を使おうとか、そういった発想にはつながっているのですけれども、なかなか自治体レベルでそういった関係部局と一緒にこういったことを話し合うというところまではまだ進んでいません。

そういう意味で、相談支援の多機関協働というのはずっと強調されてきたのですけれども、改めてそういう地域づくりの多機関協働といいますか、地域づくり施策の部局と自治体レベルでももっとつながっていくということは現場でも、または施策としても必要なことなのかなと思います。

ちょうど先ほど総務省さんの資料にあった御報告でも、まさにそういったことを示唆されているのかなと思いますので、改めてそういった地域づくりの多様な分野との連携の場というのが今後の課題かなと考えております。

○菊池座長代理 ありがとうございます。

それでは、勝部構成員をお願いします。

○勝部構成員 ありがとうございます。いろいろと今日は勉強になりました。

まず総務省さんのほうに私はお伺いしたいと思っているのが、自治会の持続可能性の向上という話が出ていたのですけれども、全体の平均でいくと71%の組織率があるというのは、都市部から見ると物すごく高いなという感じがして、最近の我々の調査では50代以上の人が5割くらい入っていますが、30代以下の人は本当に2割を切っているくらいの現状が豊中などでも出てきているところがありますので、これは押しなべるとそうなのだろうけれども、その大きな要因がマンションなんですね。マンションの標準化規則の中で、自治会をつくらなくてもいいように書かれてから一気に自治会が下がっていったという経緯

もあります。

それで、今はマンションの組織化、管理組合の組織化みたいなこともやっているのですが、この点について都市部においての集合住宅、マンションなどへの対応について、「自治会等」の中にそういうものもお考えがあるのかどうか、それが1点です。

2つ目は、大阪で一緒に頑張っています阪南の猪俣さんたちのお話は大変興味深かったのですが、生活支援コーディネーターというのが高齢部局のところでありまして、ある意味、参加支援であつたりとか、介護予防であつたりとか、地域づくりということで、今回の重層で言うところの地域づくりと似通った対応ができそうな部門なのですが、今回阪南市では共生型生活支援コーディネーターという言い方をされていました。

こういうことができるのかなり可能性はあるような気もするのですが、ただ、高齢者だけでもかなりの人数がいる中で、補助金を全体に広げると事業に過重がかかるのもちょっと心配な気がするのですが、一般的には高齢者の社会参加だから、例えばボランティアポイントみたいなこともこどもに向けてやっているものはポイントをつけませんか、どんどん狭く考えていく傾向がありますので、この共生型生活支援コーディネーターというのはどういうふうな位置づけをされているのかというのをもう一回聞かせていただきたい。これが2点目です。

最後ですが、「食の環（わ）」プロジェクトはすごくいいと思っています。食の環（わ）で共生社会をというのはとても大事で、我々のところもコロナの後、光洋さん、生協さん、ライフさん、敷島パン、市内業者、いっぱい今、食材の応援をいただいてロスの削減ということで動いていますが、ここも実は提供いただくことも人件費は大変だろうと思うのですが、いただいたものを整理して、そして管理していくということに相当労力と時間がかかるということがあって、やりたいけれどもできないところは大体そこが問題だったりします。

食品ロスは本当に減らせていると思うのですが、ここに財源を少しつけてもらおうと、これがまた就労支援の入り口になったりとか、様々な人たちの就労体験だったりということにつながっていくような気もしますので、この次なる展望ですね。「食の環（わ）」プロジェクトをもう一歩進めるときに、配分するところに対しての何かお考えみたいなものがあるようでしたら教えてください。よろしくお願いします。

○菊池座長代理　ありがとうございます。

それでは、総務省さん、お願いいたします。

○酒井課長補佐（総務省）　総務省からまず1点目のところでございますが、マンションの管理組合につきましてはちょっと縦割りで恐縮ですが、国土交通省さんの所管になるかと思っております。

先ほどの総務省からの説明でお示しをさせていただきました資料のうち、参考資料が10ページ以降にございます。先ほど自治会の加入率というお話がございましたが、地縁による団体につきましては、11ページに基本資料ということでお示しをさせていただいており

ます。

「地縁による団体」につきましては、その資料の1つ目の○で「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」ということで、具体的には例えば、自治会、町内会などと言われていますが、その右下に加入率、先ほど70%ちょっとくらいということですが、こちらは全ての市町村を対象にしたものではございませんで、600市区町村における自治会等の加入率の平均を示しています。

一方で、東京都内の33市区町村、ちょっと古い数字になりますけれども、東京都の研究会の平成25年の数字などを見ますと、やはり都市部のほうではかなり加入率が低下しているということで50%ちょっとくらいというような話を、先のコミュニティ研究会の中でも示しているところでございますので、やはり地域でもばらつきがあるのかなというところでございます。

すみません。マンション管理組合との関係につきましては国交省さんとの関係もございますので、この場でお答えできないことについて御容赦いただければと思います。

○勝部委員 コミュニティの発想で考えるときに、そこの縦割りをぜひ一体的に考えるようにしていただいて、その中には集合住宅にお住まいの方も一軒家で自治会に入られている方もあるということで、この辺を一体的に考えないとつながりのところは非常に厳しくなっていっているという現状がありますので、ぜひこれも包括的にお願いしたいと思います。

○酒井課長補佐（総務省） 御意見として承らせていただきます。

○猪俣事務局次長（阪南市社協） 阪南市の多世代型の生活支援コーディネーターの部分をどのようにいうところだと思います。

まさにこれは高齢部局の業務委託の中でこの生活支援体制整備事業をするに当たっては基本理念として地域共生社会の実現ということを掲げて、この第1層協議体の中でも多世代の地域づくりを住民主体で進めるということを掲げてやってきているものでございます。ですから、うちの第1層協議体ではこども食堂のネットワークの話をしたりとか、漁福連携や少年院の話をしたり、そんなことを協議体の中でやっているということです。

こういった固有の名称での事業委託ではなくて通称といいますか、そういう事業理念として多世代を対象に生活支援コーディネーターがやりますということですが、勝部構成員が御指摘のように本当に既存施策の成果も出さないといけない。それを越える広がりみたいなことも出していかないとけない、というところで、非常にこれだけでは厳しい部分もありまして、実は大阪府の小地域ネットワークのコミュニティワーカー配置の交付金の中でも地域担当を配置していますので、ある意味、基盤となるコミュニティワーカーを強化、加配するような形で今、生活支援コーディネーターが活動しています。それらの施策を重ねることで何とかその広がり部分まで手を出しているのかなというのは現場の実態です。

○勝部構成員 高齢者財源でやっていらっしゃるということで、それがオーソライズされ

ていて多世代型ということできちんと市の中で位置づけられているという発想でいいんですね。

○猪俣事務局次長（阪南市社協）　そうですね。この生活支援体制整備財源で多世代の地域づくりをやるということが担当課でオーソライズされています。

○菊池座長代理　それでは、消費者庁さんからお願いします。

○田中室長（消費者庁）　勝部構成員、「食の環（わ）」プロジェクトに関しての御質問、ありがとうございます。

まさにこの「食の環（わ）」プロジェクトは今年の7月に立ち上がって、政府一体となって自治体の方々にも御活用いただくためにつくったプロジェクトとなっております。

先ほどもちょっと触れさせていただいたのですが、食品ロス削減の最も効果的な施策として食品寄附を促進するというのが挙げられております。といいますのが、食品メーカーや小売業でしっかり製品化されてまだ十分食べることができるんだけど、返品されたりとか余剰生産をしたりということで廃棄に回っているものが24万トンくらいあるという数字が出ております。これが寄附に回らず廃棄に回っている。

それで、今、食品寄附全体でも1万トンの取扱い量となっております。食品メーカーにこれがなかなか寄附に回らない理由を聞いたところ、フードバンクやこども食堂はなかなかどこを信頼していいのかわからない。当然ながら横流しの問題もありますし、あるいは不適切な取扱いをして傷ませて食中毒などの事故が起きてしまった場合にはメーカー側のレピュテーションリスクが生じてしまう。そういった様々な懸念から、なかなか日本は食品寄附が進まないという現状がございます。

ここを何とか推し進める施策として、関係省庁一体となってやはりフードバンクやこども食堂の信頼性向上、体制強化といったところで施策をしっかり推し進める。そういったところでの補助金等も考えていこうということで、実はこれまで食品ロスといいますと消費者庁、環境省、そして農水省といったところを中心になってまいります。

一方で、食品寄附のフードバンクやこども食堂となりますと、福祉の観点が非常に強いということから、厚生労働省やこども家庭庁といったところで、行政の中でもかなり縦割りがありまして、これを自治体に下ろした場合でもやはり環境部局や福祉部局、様々な点で縦割りが起きる。そういったところが、なかなかフードバンクやこども食堂を育てていく機運が醸成されないといったところがありましたので、そういったところを「食の環（わ）」というところで食品ロス削減、食品寄附促進、そして今、新たに農水省の食品アクセスという施策も始まっておりますけれども、この3つの施策に関連するところはワンボイスで発信をして各都道府県においても一体的な施策として推し進めていただきたい。そういったところがこの「食の環（わ）」のプロジェクトとなっております。

私どもの資料4の2ページ目を御覧いただければと思うのですが、実はこういった食品寄附の流れ、フードバンクやフードパントリー、こども食堂などを通じての食品寄附の流れで、今まで各政府がそれぞれ支援事業を行っております。先ほど勝部構成員からも輸配

送の問題が非常に大きいという御意見もいただきました。この辺りを支援するような予算事業も行っておりますけれども、今後はこのライン、この示されている食品寄附のフードサプライチェーン全体において福祉の観点、農業政策あるいは環境政策の観点から一体的に予算要求も行っていこうということで、このフードバンクの体制整備、あるいは輸配送の支援といったところに予算をしっかりと充てていきたい。

消費者庁におきまして、地方消費者行政強化交付金といいまして、地方自治体を通じての2分の1補助というようなところもフードバンク体制強化でやっております。この辺りを政府としてもこういった予算をしっかりと活用していくということで、新たな「食の環（わ）」プロジェクトというものが立ち上がっております。このマークは企業の方々、あるいは地方公共団体の方々、特に行政の方々も自由に使っていただけるようなマークとしてお示しをしておりますし、まさにNPO団体の方々もこの「食の環（わ）」のプロジェクトで食品寄附に取り組むというところでマークなども御活用いただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○勝部構成員 集めるのはできるんです。その品質を確認しながらそれぞれ適材の方々にちゃんとお配りするということに力が注がれるということについて、その循環がしっかりできるともっともっと届くと思いますので、ぜひそこも今のようなお話で進めていただけたらありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田中室長（消費者庁） ありがとうございます。

その部分をちょっと補足させていただきますと、特にマッチングというところが重要になってまいります。困窮者の方々をしっかりと特定をして、大口の企業の寄附がしっかりとその困窮者の方々に流れていく。この流れをつくるために今、様々なDXも進んできておりまして、そのDX推進事業というところでも今、予算を割いておりますので、まさにその辺りに力を入れていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○菊池座長代理 ありがとうございます。

まだまだ御質問は尽きないところでございますが、実は予定シナリオ時間を30分、40分超えてございまして、大変申し訳ございませんが、前半はここで一旦締めさせていただきますと思います。

大変お忙しい中、御報告いただきました皆様に改めてこの場で御礼申し上げます。どうもありがとうございます。我々としても、今日いただいた様々な御示唆を新しい制度改正に向けて生かしていければと思っております。ありがとうございます。

それでは、もう2時間近くになりますので、12時まで休憩を取らせていただきます。先ほど申し上げた状況ですので、12時半終了はちょっと難しく、延長ということにさせていただきますことになるとと思いますが、よろしくお願いいたします。

（休 憩）

○菊池座長代理 それでは、12時になりましたので再開させていただきます。

これより、構成員からの発表を2つという構成になってございます。

それでは、まず原田構成員から御発表をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○原田構成員 原田です。よろしくお願いいたします。

それぞれ御報告いただいた皆様方、ありがとうございました。私の報告は、資料7を御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

これまでの報告を踏まえてになりますが、過疎地域等との現状を考えますれば、地域福祉だけが向上するということは当たり前のことですが、あり得ることではない。そこに雇用や産業、インフラ整備や住民自治の仕組みづくりなど、地域経済と生活基盤が成立していかなければいけない。そういう意味では、地域福祉はセーフティーネットになっていくのだろーと思います。今日の各報告にもありましたように、厳に様々な施策や取組があるわけですが、それらが縦割りで市町村において相乗効果が発揮できていないということ、どう有機的、包括的に連携・協働させて地域共生社会を実現していくのか。そのための企画調整の機能と運営体制、人材育成、それを裏づけるような法改正が不可欠だと考えています。

また、地域共生社会を実現するという大きな視点からすれば、社会福祉法全般にわたる検討を一度はしておく必要があると考えます。本日の報告では、これまでの各報告を受けながら以下の論点を示しておきたいと思います。

冒頭、事務局からもありました今日のテーマ、福祉以外の分野との連携・協働というところに関連する部分としましては、社会福祉法の第6条第2項が一つそこに当たってくるかと思います。その中で示されている国及び地方公共団体の責務として「地域再生」という言葉が使われています。「地域再生に関する施策」ということで、この地域再生という考え方を明確にすること、あるいは「その他の関連施策との連携」とあるわけですが、抽象的な連携ではなく、今日御報告があったような具体的な施策レベルや運用レベルでの一体化をどう市町村の単位で進めていくのか、そこが大きな課題なのだと思います。

その上では、各省庁による様々なコミュニティ政策に関すること、また今日の報告にはありませんでしたが、減災や災害対応、あるいは各省庁ともに様々なボランティア活動の推進方策があるわけですが、そういったものをどういう形で関連して位置づけていくのか。

それから、前回の法改正の中で地域生活課題として保健医療、住まい、就労、教育というように連携の範囲を広げてきたわけですが、今回の検討会の中でいけば、司法との関連をどういうような形で位置づけていくのか。この辺の課題があろうかと思います。

それらを具体的に進めていくために、社会福祉法第107条の地域福祉計画というのがとても有効なツールになるのだろーと思いますけれども、この第107条第1項の第1号から第5号のところ、今、示してあるようなものがあるわけですが、その福祉関連分野以外と

の連携という今日のようなテーマのことを考えますと、この6のところには何かを付け加える必要があるのかどうか。実は、地域福祉計画のガイドラインでは広く他分野との連携が書かれているわけですが、法的に福祉分野以外との連携に関する事項を盛り込むか否かというのが一つの論点になろうかと思います。

しかし、いまだその地域福祉計画は努力義務なので、都道府県によって市町村の地域福祉計画が100%から60%と策定率の格差があるということも指摘をしておきたいと思います。

続きまして、社会福祉法の例えば第14条第6項になりますけれども、こういったものを進めていく上での市町村や都道府県における福祉行政の機能、これが非常に拡大しているというのは言うまでもないところです。とりわけ今日のようなテーマで地域福祉の推進ということを考えれば考えるほど、市町村の福祉分野との連携や調整や企画、開発の機能というものがとても重要になってくるわけです。また福祉事務所未設置の町や村の福祉行政機能と、都道府県との連携やその関係性の見直しというものにも踏み込まなければいけないのではないかと考えています。とりわけ生活困窮者の自立支援制度は、福祉事務所の設置自治体になるわけですが、重層の支援体制整備事業は市町村になっていますから、そのねじれの問題などをどう整理していくのかというのは一つの課題かと思っています。

さらに福祉行政ですが、今、言いました福祉事務所だけではなく、児童相談所等々も含めながらその組織や体制や人材配置の在り方、この人材配置の話は先ほどもありましたけれども、社会福祉主事や社会福祉士の養成課程にも一つ大事な論点があるのではないかと考えています。

具体的には、例えば社会福祉士ですけれども、これは社会福祉法ではなく社会福祉士及び介護福祉士法の第2条に社会福祉士の規定がありますが、今回の社会福祉法の改正を受けながら保健医療サービス提供者以外、すなわち住まいや就労、教育、地域再生や他分野との連携というのがこの社会福祉士法の社会福祉士の役割の中には入っていないのです。さらには、権利行使支援であるとか環境改善、地域づくり、社会資源開発など、ソーシャルワーク機能をこの社会福祉士の中にしっかりと定義をしておく。それによって、地域共生社会推進の一つの担い手としての役割を果たしていけるということも考えなければならぬだろうということ。

さらに、社会福祉法の第109条に社会福祉協議会の規定があります。これは先ほど猪俣さんからお話があったとおりですが、この第109条第1項、第1から第4号のところには、社会福祉協議会というのは「社会福祉を目的とした事業」というところに頭書きがあるのです。それ以外の分野との連携をどうしていくのか。これからの社協の在り方や必要性を考えると、先ほども申しました減災や災害時のことはもとより、社会福祉分野以外にも含めた幅広い連携・協働のプラットフォームとして期待されるのではないかと。その意味で、第109条の見直しというのも一度は議論する必要があるのではないかと考えています。

これも事務局から冒頭ありました、包括的支援体制第106条の3の話に移ります。第106

条の3の第1号のところに、具体的には指針として「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」というものがあります。そこでは、具体的にその地域づくりについて4点示されています。そこにあります①から④のところになるわけですが、ここの具体的な見直しをしていく必要があるのではないかと思います。

例えば①のところですが、**「地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援」**、中間支援組織が必要だということを言っているわけですが、必要だというだけではなく、具体的なボランティアセンターやボランティアコーディネーターの配置など、しっかりと公的に位置づけていくということ、あるいは福祉関連のボランティアだけではなく各省庁によるボランティア市民活動支援の総合化も市町村の中でどうしていくのかというのは、この機会に検討が求められてきているところかと思います。

②も今日議論がありました、空き家ですとか、小さな拠点ですとか、そういったものの関連をどうしていくのか。

③の部分は**「地域住民等に対する研修の実施」**とありますけれども、いわゆる福祉教育の位置づけ、重層の中では出会いと学びのプラットフォームというものがありますが、それを単なる理念としてではなく福祉の学び、福祉教育ということを具体的な事業として位置づけていくことが重要になるのではないかと。

④のところは、実際の財源の話が出てきています。この④につきましては、まさに共同募金の在り方、社会福祉法の第112条になりますけれども、地域福祉の推進あるいは地域共生社会ということを考えますれば、まさに日本の中で積み上げてきた共同募金というのはとても大事な役割を果たしてきているのだらうと思います。しかし実際の募金の実施期間や配分期間が非常に限定されている。通年、あるいは複数年の配分ができないとか、そういった意味では今のクラウドファンディングのような動きも踏まえながら、共同募金の在り方の見直しというのもこの機会にしておく必要があるのではないかと。具体的には、第122条などは非常に現状と当てはまっていない部分があります。このような点の見直しというのをどうするか。

併せて**「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」**、これは社会福祉法の第89条によるものですが、1993年にこの指針ができて以来、30年来、一切見直しがされていないのです。そういう意味では、第89条によるこの部分の見直しも含めて、新しい地域共生社会というものに即したものをつくっていく必要があるのではないかと思います。

最後ですが、「地域共生社会の理念」の話です。今さら言うまでもありませんが、地域共生社会の理念ということをしっかり共通認識していく必要がある。一方で障害者基本法ですとか、あるいは認知症基本法で定められている共生社会、共に生きる社会というノーマライゼーションと、これから地域共生社会というケアリングコミュニティということの違いというのをしっかりとっておかなければ、非常に現場が混乱しているような気が

しております。

そういう意味で、前回の検討会で権利擁護という言い方ではなく、より積極的に権利行使支援という視点を強化すべきではないかという議論がありましたが、社会福祉法第4条の「地域生活課題」、その中でとりわけ社会参加の機会の確保というものが位置づけられています。社会参加の機会が損なわれている課題として、社会資源がないということももちろん含まれますが、そこに差別や社会的排除の問題があるということも直視する必要があるのではないか。地域共生社会とは、先ほどケアリングコミュニティと言いましたが、地域から誰一人排除されない、そういう権利性があるものなのだという視点から、この地域共生社会の理念をしっかりと明文化していく、そういうような議論もしていく必要があるのではないかと考えています。

以上です。

○菊池座長代理 ありがとうございます。

社会福祉法全体の見直しに関わる非常に幅広の深いお話をいただけたかと思います。

引き続きまして、私のほうから少しお話をさせていただきます。たくさん資料があるので、本当にざっと飛ばさざるを得ないことを御容赦ください。

今、最後に原田構成員から地域共生社会の権利性というお話がありましたが、私は歴史的にこの地域共生社会の議論を振り返るとともに、それを法的な観点から単なるスローガンではない法的な位置づけができないかという問題関心でございます。

「地域共生社会の源流」として知られているのは、3ページにある2つの流れがあって、この地域づくりの流れが合流したと考えられます。前々回の改正ですね。地域づくりに関して地域力強化検討会がブレーンになって、こちらは原田座長の下で進められた検討会があります。それが法改正に結びついたということになります。

それで、当面の改革工程というのがかなり意味を持ったようです。ここに出てきますのは5ページ一番下にありますが、この頃は今日の会議と共通しますけれども、地域循環を念頭に置いた地域創生、まちづくりなど、関係省庁との連携を視野に入れたものであったということが見て取れます。

その次に、令和2年改正に向けては地域共生社会研究会がまず立ち上がりました。こちらでそれが地域共生社会推進検討会に結びつくわけですが、いずれも宮本座長の下で進められた研究会、検討会でございます。

そこで、基になった研究会の報告書ですけれども、そこに私も参加させていただいて、個人の自律の支援ですとか、憲法第13条の幸福追求権がその根拠だとか、個人の自律を支えていくには、主体的な個人を中心に据え、本人と支援者、そして地域との関係性を築いていく『伴走型』の支援が重要だといったことが述べられて、これがベースになったと認識しています。それで、10ページの有名なポンチ絵が検討会で提示されて、この2つの支援の両輪、課題解決とつながり続けるという2つの両輪として伴走型支援をやっていくという方向性が示されたわけです。

11ページは最近使われないのですけれども、私はこれが実は非常に重要なポンチ絵だったと思ってまして、左側から「地域の課題解決を目指した地域づくり」、そして「人・暮らしを中心に据えたまちづくり」という、この2つの重なりですね。「出会い・学びの“プラットフォーム”」という、これが非常に重要だと思いますが、これはあまり最近使われないというのが率直なところで、実はそのことが結構重要な意味を持っていると私は考えているところであります。この頃の検討会においても、他の施策領域との施策との連携ということがかなり意識されています。

ただ、この検討会としては12ページの下にあるように、福祉の政策領域に射程を絞りますよと、意識的にそのような形で書かれています。

どんどん飛ばしていくのですけれども、この検討会の最終取りまとめで、15ページの下にありますのはプラットフォームの構築を促進するための方策の検討、その要素としての他分野との連携・協働ということが強調されています。

16ページの下にあるように、「住民各々の自律性と相互のつながりを共に強め、住民各々の幸福感と地域の活力を同時に高めていく仕組みを構築していかなければならない。」として、その方向性を示すのが地域共生社会の理念だと言っているわけです。それを令和2年改正で実現した。社会福祉法第4条1項でその理念を明文化したと言われているわけです。

この関連の法令の中で、第106条の3の第2項で必要な指針を公表するということがうたっています。それで、実際に先ほど原田構成員からも御紹介がありましたが、この整備指針が厚生労働省告示の形で示されています。それで、かなり細かくというか、踏み込んでいろいろなことが書かれています。重層事業に関しても、やはり地域ということを中心に意識した、地域づくりを意識した書き方がされています。また、同時にこれは施行通知かと思いますが、通知が発出されています。策定ガイドラインですね。ここも非常に細かく、きめ細かく地域づくりに関して、しかも福祉だけではなく協働ということを踏み込んで、実はいろいろ書かれているということを改めて感じた次第です。

それが、岸田政権の下で内閣官房に「全世代型社会保障構築会議」が設置された。その中の4つの改革の柱の一つとして「『地域共生社会』の実現」が挙げられたわけです。現在そこで議論を進めていますが、この全社会議でどう地域共生社会を捉えていたかというのを見ると、御覧のとおり27ページの上の2つのまるですが、下の改革工程の表現で、より最近になって外国人が入ってきたというのは一つの進展だと思いますけれども、「包摂的な社会」という形で締めた書き方になっています。

実はここが重要なのですけれども、28ページ下の※印のところで、以前の地域共生社会推進検討会の捉え方がここに書かれています。例の『我が事』『丸ごと』で「住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」という定義づけだったのです。それが、全社会議の報告書はの上ですけれども、「助け合いながら暮らせる包摂的な社会」という書きぶりになっている。つまり、地域をともに創るという部分がなくなってい

るんです。私はこれは共創とも表現できると思いますが、地域をともに創るという社会構想、哲学が欠落したのかなと、そこが新たな気づきでございます。そこをもう一度見直さなければいけないということになってきます。

そして、話が変わって、では地域共生社会は法的に意味があるのか、位置づけられるのかという話です。単なるスローガンではないのか、政治的なスローガンではないのか。必ずしも単なるスローガンではないというのが私の意見ですけれども、社会保障というのは「給付」の仕組みとして理解されてきたのだけれども、「相談支援」というものの固有の必要性が明らかになってきたと最近言われています。

ただ、相談支援と言っても、これはやはり基本的には個人に対する支援というアプローチであるわけです。30ページ真ん中くらいにありますけれども、「地域づくりのための公的『支援』は、これと異なり、『相談支援』がなされる場の整備のための『支援』と捉えられるが、そうした場の整備は、より広く人・暮らしを中心にしたまちづくりへの『支援』を通じてもなされ得る」、これは先ほどの前の改正のときの右から左に向けた矢印の部分ですね。そして、その真ん中に「出会い・学びの“プラットフォーム”」が形成されるという部分と重なります。

社会福祉法第1条では「地域における社会福祉の推進を図る」というのが目的に入っています。この部分との関連で、個人の課題解決を目指した地域づくりを含む公的支援を展開することはまず可能である。「さらに人・暮らしを中心にしたまちづくりへの公的支援にどこまで踏み込めるか」というのが課題になってくるだろうということです。

地域共生社会の規範性というのは、法律に明文の根拠があるということとはまた別の問題で、例えば生活保護というのは憲法第25条第1項という生存権を直接具体化したものが最低生活保障という考え方であるわけです。

また、国民皆保険というのは、ある意味では憲法第14条第1項の平等取扱いという憲法価値の実現に関わるという意味では、皆保険について明文の規定はどこにもないですけれども、一定の規範性を持ち得る、そういう方向に進むべきであるという規範性を持ち得る可能性があるわけです。

では、この地域共生社会のどこに規範性の淵源というか、根拠を求められるのかというと、直接的にはやはり難しいものであると言わざるを得ないのですが、だからといってこれは単なるスローガンなのかというと、必ずしもそうではないのではないかと考えています。そこは令和2年改正につながった地域共生社会研究会の報告書で取り上げていただいたように、やはり個人を中心に考える。【個人の自律の支援】、それは第13条の幸福追求権に求められる。その個人の自律を支えていくには、主体的な個人を中心に据え、本人と支援者、そして地域との関係性を築いていく中での「伴走型」支援の確立が重要である。

32ページの下の方で、「直接的な根拠とはいえないが、憲法第13条に根拠をおく個人の『自律性』『主体性』から『社会』のありようを規範的に一定程度措定できるのではないか」、これは前回の検討会の最終取りまとめにもこういった文言が出てくるわけで、そ

こがベースになるかもしれない。

では、個人の主体性を尊重した地域や社会の在り方とはどういうものかということ、少なくとも2つの規範的な価値が浮かび上がるのではないかと、33ページで「互助の尊重」と「自治の尊重」を挙げています。

「互助の尊重」というのは、「多様な主体による地域での多様な自発的取り組みの尊重」や支援ですね。これは「課題解決のための活動に限定されない。ただ、まちづくりの広範な取り組みへの直接的支援を社会福祉法の枠組みですべて行うことは難しい面がある」とは否定できない。

そうすると、このコーディネート、プラットフォームづくりということに差し当たりなるのかなということですが、ただ、先ほどはしょってお示したように、整備指針や策定ガイドラインというのは相当踏み込んで地域づくりに関して他の関連分野との関係も含めて書かれています。

そこで課題が2つあって、1つは、では実際にこの改正から現時点までどこまで取り組んでいるのか。社会福祉法の実施状況の検証作業は必要だろう。好事例の紹介だけでなく、やはりどれだけ進んだのかを検証することがまず必要だと思います。このプラットフォームをはじめ、具体的に何がどこまで実現できているのかということです。

もう一つは、やはり整備指針・策定ガイドライン、特にガイドラインは単なる通達、通知ですので、これはできる限り具体的に法令に書き込むべきではないか。相当踏み込んだ積極的なことを書いていただいているわけです。原田構成員からも、かなり具体的な御示唆が先ほどいただけたと思います。ですから、こういった自律性・主体性を涵養する方向での積極的支援というものが根拠づけられるのではないかと。

もう一つは「自治の尊重」、これは「多様な主体による地域での取り組みにおける集団的意思決定の尊重」ということで、今日もございました協同組合、あるいは地域の互助会活動や様々なコミュニティでの活動といったものも、33ページ一番下にあるように「社会福祉法の枠組みを越えた活動の受け皿となる意味では、孤独・孤立対策における地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームとの『連携』は有力な選択肢となり得る」であろうと。こういった様々な主体の活動の支援に福祉の枠組みでどこまで踏み込めるのか。踏み込めないとしても、その連携ネットワークをどうつくっていくのかということが課題になってくるだろうということです。

こういった考え方というのは、今日もキーワードとして出てきていますが、「支え合う相互循環的な関係性の構築」というものが重要になってきます。

34ページ上から4行目で、これは一方的な権利行使というよりは、相互循環的な社会関係を目指すアプローチの重要性を示しているのだろう。いわゆるこれは地方自治のさらに小さな小学校区、中学校区単位での小さな自治、地域自治の活性化というものが不可欠になってくる。そのためにはやはり分権、縦割りの仕組みはなじまないということになってきます。

それで、一番下の2行ですね。「地縁的コミュニティを構成し、公的な位置づけを有する民生委員・児童委員」、これは重要ですけども、そうでなくても地域の相互扶助活動や互助的・自治的組織を公共的なものとして評価し、支援していくことが重要になってきます。

主体性を尊重するというのは自治体間、地域間の格差という問題が生じている。これはどう考えていけばいいのか。やはり地域共生社会は生存権や平等取扱いといった憲法価値を直接的な根拠としませんので、一定の地域間格差が生じるのを統制することは、格差を統制することはなかなか難しい面があります。

「ただし」ということで35ページ真ん中に下線が引いてありますように、「自生的な地域の取り組みへの支援は、さらなる地域格差につながるため、平等取り扱いの観点から、国としての支援（テコ入れ・底上げ）策は推奨される。」ということなのかなと思います。

社会保障の根拠、生存権ともう一つ、社会連帯ということが言われますが、特にこれは社会保険の根拠として言われています。そのために強制加入をし、強制拠出をすることが正当化されています。恐らくその強制の前提として36ページ3行目ですが、構成員相互の援助に係る道徳的な責務、つまり自分が自分の思う生き方を生きるとは他者の生き方を尊重すること、お互いの生き方を尊重することと両立するということだと思います。

共生とか共創というのは、社会福祉領域における「連帯」に相当する考え方なのではないか。そうだとすると、社会保険のように所得の再分配ではないので「強制」をかけることはできないし、その必要もないけれども、共同体内部での構成員相互の援助に係る道徳的責務が内在していると言えるのだろうかということなんです。

ただ、仮にそうした責務を住民が負っているとしても、今の第4条第3項を特に留意するものとするという条文をどう評価するか。地域住民に負荷をかけることへの警戒感というものは、やはり拭えない。法学者はかなりここを警戒しています。

それで、36ページ最後の4行です。「そうした責務は、自律性・主体性を持つ地域住民に求められる徳性である（第4条第3項はそのことの確認規定である）としても、国や地方公共団体の役割は、地域住民が主体性を発揮できるようにするための公的支援にこそ求められるとすれば、そうした支援の法的根拠を同様に置かなければバランスを失する。そうした法令上の明確な根拠規定が整備されているといえるか？」、もっと整備する必要があるのではないかということを先ほど述べさせていただいたところです。

あとは、「循環型社会に向けて」ということで書かせていただいておりますが、差し当たり時間がまいりましたので私のお話はここまでとさせていただきます。かなり飛ばしてしまいまして失礼いたしました。ありがとうございます。

それでは、ここから皆様からの御意見を頂戴したいと存じます。質疑応答に続きまして、挙手をお願いいたします。

ただ、大変申し訳ございませんが、今日はかなり前半部分で充実した議論をさせていただきまして、最大でも13時までと申し渡されてございますので、できましたら2分程度で

御発言いただければと思います。2分経過した時点でベルが鳴りますので、おまとめいただけますと幸いです。

オンラインの皆様は挙手機能でお知らせください。会場の皆様からいかがでしょうか。どうぞ。

では、奥田構成員をお願いします。

○奥田構成員 すみませんが、原田構成員、菊池座長代理のお話は、私はあと10倍くらい時間をかけて聞かないとなかなか全部は理解できないのですけれども、先の部分にも遡って意見です。

1つは消費者庁さんの「食の環（わ）」の辺りの話なのですが、私もこの辺はよく分かっていないのですけれども、多分、食品リサイクル法とかフードロスの関係という位置づけできていると思うんです。それで、これは実際に現場ではフードロスというよりは私みたいな福祉現場のほうとしては福祉の政策というか、こども食堂さんというアウトプットも含めて、現場をやっていく上でなくてはならないものです。ですから、法律的にも福祉のほうからどう位置づけるのか。多分、各地の地域福祉計画などでは結構こども食堂という言葉がもう既に出てきていますし、いろいろあると思うのですけれども、根拠になる法律の部分として福祉サイドがこういうものをどう位置づけるのかというのは、私はやはり積極的にちゃんと位置づけたほうがいいのではないかと思います。それが1つです。

もう一つは、フードロス関係の話で言うと、やはり社会福祉法人とか社会福祉施設が一つのハブになっていくという可能性が大きいのではないかと。

これは2つ意味があって、1つはフードロスというか、食材をもらって消費者というか、そこで活用する立場というのと、地域の中間支援組織として先ほど勝部委員もおっしゃっていましたが、フードバンクさんはやはり費用面は大変なんです。ですから、そういう倉庫の維持とか運送の話も含めて、地域の福祉団体、NPO団体が単にそれを活用させていただくだけではなくて、中間支援の立場としてそこがハブになって地域とつながっていく。この2つ、使用者としての面と中間支援者としての面を福祉団体なり福祉施設がきちんと引き受けていくということを後押しするような法整備とか、あるいは推進に関する社会福祉、地域福祉計画の部分にこういうものをどう書いていけるようにバックアップするかというのが大事なのではないかと。

2つ目として、例えば民間事業者との連携が大事だというのは今日の大きなテーマだったのですが、いつの会になるか分かりませんが、私は住まいの問題はぜひどこかでやりたいと思うのですけれども、非常に具体的なことを言うと、福祉事務所のケースワーカーさんが住宅がないという相談のときに、やはり民間の不動産業者はここに行きなさいというのが実際には言えないという状態になっていると思うんです。それはやはり民業圧迫というか、どうしてその不動産屋さんを紹介したんですかと言われたらもうそこで終わってしまうし、こういうのは具体的に起こっていることなので、ここを少しちゃんとした整理をしてあげないと、先ほど出てきた連携協定みたいなことでもいいのですけれども、

ただ、一方でそこをきちんと公正性を担保できるような民間の事業所の紹介、あるいは連携の仕方のラインをちゃんとつくってやるというのは大事なのではないかな。特に、ケースワーカーさんは住まいに関してはほとんど動きようがない状態のところが多過ぎるのではないかと思います。

3点目として、今日のお話の中でネットワークとかプラットフォームというお話がたくさん出てきたのですが、この辺りもプラットフォームというのは何なんだという話をきちんとしていけないといけない。その背景は少子化とか人口減少が大きいのですが、やはり単身化の問題は非常に大きくて、プラットフォームにしてもネットワークにしても家族や家庭というものが既存のベースとしての議論をしているのか。そこではないところで、新しい地域のイメージでプラットフォームやネットワークという言葉を使うのか。結果的には、ここは大分ずれが出てくる。だから、単身化という視点を相当大きく前提にしないといけないと思いました。

○菊池座長代理　ありがとうございます。

それでは、中野構成員からお願いします。

○中野構成員　中野です。

今日のお話の中で、私は後見人を主に業務にしておりますけれども、やはり地域のチーム支援という中で実際の枠ではないいわゆる民間のいろいろな支援が必要だということは実感しているところでございます。例えば先ほど生協さんのお話があったのですが、私が後見人に選任されている方で知的障害を持っている方が地域で暮らしておられるのですが、その方は親が生前から生協の共同購入をされています。そこが生協の共同購入を通じて地域でつながっているというところがございまして、例えばそういうふうな仕組みでつながるようなことが必要なのかなと思います。

あとは、例えば家族会の方ですね。親が亡くなった後の問題であったとしても、その子どもさんのことを親の方がよく分かっておられて、子どもさんとも一定の信頼関係がありますので、そのような方を通じていろいろな権利擁護の支援とか成年後見につながるということもございまして、そういったいろいろなつながりも必要だと思います。

あとは、やはりよくあるのが、地域の金融機関などが金銭的な被害を受けておられる方のことを把握されたりとか、そういう方が通帳をなくしたということで窓口に来られたときにつながるとか、そういったところを実感しておりますので、様々な民間の支援ということが広くつながることですね。本人を支援する権利擁護支援チームというのは閉じたものではなくて地域につながりながら様々なものが必要だということと、さらにそこには何らかの法律的な基盤が必要だということは実感しましたので、感想めいたことで申し訳ございませんが申し上げました。

あとは確認なのですが、資料16につきましては次回取り上げられるということでしょうか。

では、こちらのほうは次回発言させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○菊池座長代理　ありがとうございます。

確認事項ですが、資料16は次回ということでございます。

○中野構成員　ありがとうございます。

○菊池座長代理　それでは、永田構成員どうぞ。

○永田構成員　今日の御報告を踏まえて、端的に今後に向けて記録に残しておきたいことをお話ししたいと思います。

まず、多分野との連携・協働に向けた地域づくりの人材についてです。阪南市さんにも質問させていただきましたが、この部分に地域力強化のモデル事業のときと比べて新規の財源がついておらず、事実上、生活支援コーディネーターの全世代化というのがその内容になっているかと思います。もちろん今日、議論してきたように、他省庁との施策を含めて地域づくり事業に含まれる各分野の地域づくり事業を一体的に進めていくことは重要ですが、相談支援の多機関協働にあるような広い視点で地域づくりのプラットフォームのマネジメントやコーディネートに必要な人材の強化や財政措置についても検討していく必要があるのではないかというのが1点目です。

また、今日、何度も奥田構成員もおっしゃっていましたが、プラットフォームという言葉が出てきましたが、協議体が地域にいろいろできてきているように、またいろいろなプラットフォームができてくる。それをつなげていく中間支援組織のような役割というのが重要になってくるかと思います。それは原田構成員がおっしゃったように、社協の位置づけを見直していくという方向性で担保していけるのか、法改正にどうつなげていくのか、これを検討していく必要があると思いました。

いずれにしても、多分野に視野を広げていくことが今後の人口減少社会の中で重要なことは論をまたないわけなのですけれども、福祉の軸足というのをしっかり持っておかないと、これは単なるにぎわいづくりになってしまったり、イベントづくりのようになってしまったり、結局いつの間にか本当に困っている人が置いてきぼりになってしまうということにならないようにするために、地域福祉の中間支援組織の役割をしっかりと考えていくということが重要なのではないかと感じました。

○菊池座長代理　ありがとうございます。

それでは、オンラインから尼野構成員お願いします。

○尼野構成員　大阪の尼野です。

私は地域でまちづくりのNPOで働いているので、地域側の視点ということでいろいろ感じることがありました。

地域でまちづくりをやっていると、制度から何かを考えるとという発想はまずなくて、今、何が地域に必要なとか、どんなニーズがあって、どんな人たちが、どんな担い手がいるかというような発想をするということがそもそもあるなと改めて感じました。

まちづくりとかで言うと、いろんな人たち、多様な機関の人がいるというのはむしろ当たり前の話で、そこからどうしていくかという話になるのですけれども、今回のような議

論で多機関協働というときに登場するのは、どうしてもつくろうとする制度を完成させるためというようなイメージが強くて、本当は地域を見ると必要があって存在している企業とかお店とかサービスがあるというのが前提なのではないかと感じます。

それで、うちの地域でも飲食店の方が男性向けの料理教室をやるときに一緒にやってくれたりとか、すごく小さな取組なのですけれども、その人も地域のために何かしたいというところもあったと思うのですが、結果的にその料理教室に来た人たちがお客さんになって、そこが居場所になって、お店にとってもそれがプラスになってというようなウィン・ウィンの関係という形でつながりとか取組というのは継続していくのではないかと思います。

それはすごく単純な料理教室の取組なのですけれども、でもそれも地域にどんな人がいて、どんな思いで生活していて、どんな思いがあって働いているのか、そういう個人の思いを知らないといけないなとも思うので、そういう地域の人たちがどういう思いでいるかという対話の場みたいなものがやはり必要なのではないかと思います。

それを私たちの地域で言うと、民間で私たちがやっている形になるのですけれども、こういう地域の取組というのは箕面で言っても重層の議論には入ってこないし、こういうことをやっているということを行政の方も知らないというのはお互いに多分あって、やはり市民の方に開かれた議論の場はすごく少ないんだなということを改めて思います。

重層の話で言っても、専門職の人が集まって、市民の人たちはそんな話をされていることも知らないというような状況もあるので、先に絵を描いて地域を当てはめるということと言となかなか難しいだろうと思うので、それぞれが自由な発想でできるようなサポートみたいなことを行政がする。例えば、みんなで地域を考える多様な場をつくったりとか、地域にいる人たちをマッチングするとか、何か活動するときに情報提供してくれるとか、そういう話を具体的に考えていくというのはどうかということを思いました。

ただ、そのときに住民主体みたいな言葉を行政が使うときには、行政の責任もちゃんとあるんだよねという整理が前提として必要だと思うのですけれども、そういうことは行政の役割としても考えられるのではないかと思いますので、まず実態把握とか、顔がつながるということが必要なのではないかと思います。

以上です。

○菊池座長代理　ありがとうございます。

松田構成員からお手が挙がりましたが、ほかにはよろしいですか。あと4人の方ということになります。

伊藤構成員もですね。では、ここで締め切らせていただきますので、すみませんが、よろしくお願いします。

鎗木構成員、お願いします。

○鎗木構成員　ありがとうございます。2点申し上げたいと思います。

まず1点目なのですけれども、北海道総合調査研究会、HITさんが行っている調査研究の中で、エネルギー貧困という問題に出会いました。これは、生活する上で必要なエネルギ

サービスを楽しむことができない世帯や人にフォーカスした概念で、近年、水道光熱費の消費支出に占める比率が上昇を続けていて、温室効果ガスの削減などの推進の一方で見過ごされている問題です。

環境と福祉のはざまに位置づけられる問題でありまして、福祉政策と環境政策がともに考えていく必要がある課題です。本日、各省庁の皆さんも参加された議論が行われましたが、真に人の権利や尊厳を守るために、省庁を越えた実効ある議論が活性化することを期待したいと考えます。

2点目です。支援者が、ほかの分野とつながり福祉を越えた実践を行うためには、当然ながら職場の机に座って仕事をしているだけでは難しく、地域に出て行って、地域の人々と共に学び合ったり、新しい人と出会い・つながる必要があると思います。それを進めるためには、組織的な推進体制や組織文化の醸成も必要です。自治体職員からは、多分野とつながりをつくり取組を進めていきたいけれども、上司の考え方や組織的なルールなどによる制約があって難しい、といった意見を聞くこともあります。

自治体の中には、人事評価をする際に、国からきた通知等をいかに早く機能させて実施するかということに重点を置いて評価する場合もありますし、生活困窮の受託機関からは、本制度は地域づくりを理念として掲げられているけれども、仕様書に書かれている業務範囲が限定的で、職場から外に出て地域づくりをすることは難しいといった指摘もあります。分野を越えたつながりづくりは、実際には、個人のやる気とか熱意だけでは難しいものです。社会福祉法の改正にあつてはそのための仕掛けとか仕組みづくりということにも着目する必要があると考えます。

以上です。

○菊池座長代理 ありがとうございました。

それでは、勝部構成員をお願いします。

○勝部構成員 今日、私は共生社会と地域共生社会の中の違いであるとか、権利性があるかないか、そもそも主体が何なのかというような原則的な話を原田構成員、それから菊池座長代理からお聞きすることができて、なんちゃって地域づくりも増えてきているという気がすごくするんです。

それで、補助金が出るからということで、例えばいろんな環境分野とつながるとか、いろいろ多分野とつながるという事業を補助金を取ってスタートしていくとなると、事業主体がいろんな一般社団だったりNPOだったりいろいろな人たちがやったとしても、そこに住んでいる住民とともに対話の場があるのかとか、そういうことが結構抜けがちで、そうなっていくと先生がおっしゃったような共助とか、自治とか、共生とか、連帯とかということがないままに、安上がりで事業がプロポーザルでそういう団体に下りて行っているという現場を全国各地でたくさん見るようなことになってきまして、メニューは増えているんだけど、そこに住んでいる人たちが登場しないとか、プレーヤーは増えたけれども、実際にそこが連携していかないということを大変顕著に最近感じるが増えていますの

で、先ほど言われた対話の場というのが、これはプラットフォームになるのか、どういう形で描いていくのがいいかというのはあると思うんですけども、ここはもう少し深掘りしてしっかり議論しないと、いっぱいやる人は増えたけれども、誰も困っている人に目が向いていないとか、そういうふうな社会になっていきそうでちょっと怖いなと思いながら先生方の整理を聞かせていただきました。ありがとうございました。勉強になりました。

○菊池座長代理　ありがとうございます。

栗田構成員、お願いします。

○栗田構成員　ありがとうございます。栗田です。

私も別の角度からの意見を申し上げたいと思うのですが、今日皆様方の実践をお伺いしながら改めて思ったのが、福祉分野以外との連携の意義とか必要性の根拠をどこに求めるかという点においては、資源開発に一つあるのではないかと思います。

というのが、福祉的な課題をそれそのもので解決しようとするよりも、何かほかの課題と同時解決を図ろうとするほうがかえって成り立ちやすいというパターンがありそうだと思うのです。

例えば、食料支援にしても、どこから食料を調達していくというよりも、もともと捨てたくない食料は既にある、その問題とミックスして考えていくとか、あるいは福祉活動の拠点とか居住支援にしても、片や空き家はたくさんあるわけで、防犯上、防災上もよくない。その空き家も、どうにかして使いたいという課題と同時に解決する。

また、就労支援も同じだと思うんです。働きたい方がいらっしゃるし、企業のほうは人手が全く足りていない。そこは一緒に考えて、トータルで考えていくとしたほうが成り立つとするならば、やはりそこには福祉以外の連携の意義が見出せると思います。

そのときにコーディネーターに求められる能力は、当事者をよく見る。虫の目とよく言われますが、それだけではなく社会全体を俯瞰して見るような鳥の目を持って、この問題を何と結びつけていけるだろうかというような考え方が求められるのではないかと思います。

ただ、この話は大枠でお話をしていますので、個別具体に見ていくと政策上のハードルがあったりとか、行政の中立公平上、難しい点があったりとか、そういうようなことでまずくポイントは多々あるかと思うのですが、大きく見ると、何かの課題を福祉と何かを同時解決していく、その掛け算というのは非常に有効だなと思いましたし、SDGsの17のゴールだけではなくて169のターゲットのほうに目を向けて、これとこれは同時にやれないかなとか、そういうような考え方も成り立つのではないかな。それが結果的な共生社会実現につながるという整理も一つできるのではないかなと思ったところです。

以上でございます。

○菊池座長代理　ありがとうございます。

松田構成員、お願いします。

○松田構成員　ありがとうございました。

すごく小さな世界の話なのですが、ちゃんとした人に届いているのかというのろいがすごくあって、それを表明しなくちゃいけなくて、特に私たちこどもの分野で困窮支援をしていると、こどもにありがとうと言わせたり、それを写真とか手紙で提出させたりするというようなことがあるのですが、私はすごく嫌なので、そういう条件がついているときにはお願いしないんです。

それで、例えば福祉分野のフードロスとか、大きなお話があったときに、やはりつなぐ人に、もちろん社会福祉の視点を持っている方もいると思うんですけども、社会教育なのか、ちょっと分からないですが、人の質の部分で間に入ってくださる方、もしくは中間支援組織がしっかり保障されて、届いている人をジャッジするのではなくて支援の調整をするほうのジャッジをしっかりしていただきたいと、勝部構成員がさっき、なんちゃってとおっしゃっていましたが、とても感じているところです。

以上です。

○菊池座長代理　ありがとうございます。

伊藤構成員、お願いします。

○伊藤構成員　ありがとうございます。

お話を伺っていてちょっと重い気持ちになったのですけれども、今の重層事業が果たしてうまくいっていると評価できるのかとか、バージョンアップしたときにうまくいくと予想できるかといったときに、すごく冷めた目で見れば、やはり結構難しい状況にはあるのだろうなと思っているんです。

では、何がといったら、自分としてはやはり自治体職員の弱さが結構あると思うんです。だから、例えば今日いっぱいお話しいただいた内容に、みんな市町村職員が価値を持って、そうだねといけるかという、恐らく一部の人は喜んでいけるけれども、大抵の人は従来の縦割りから抜け出せない、勝部構成員のお話にあったような生活支援体制整備事業だって、高齢の事業だよなというほうにいつてしまうのがむしろ標準だと思うんです。高齢も含めて多世代にいったやえばいいじゃないかというほうが多分望ましいんですけども、それは決して標準ではないので。

そうすると、せっかく法改正があるとか、新しいスローガンがつくられたとしても、現場の重層担当のモチベーションが高い担当だけ困ってしまうのだろうなと思います。社協さんがどれだけ頑張っても市町村がついてこられなければそれで終わってしまうし、民間団体だって、あれっとなってしまうわけなのですが、何があれば市町村の職員が共通して頑張れるかなといういい案が出なかった、こんな感想でとどめておきます。ありがとうございました。

○菊池座長代理　ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

本当はもっと時間をふんだんに使えば、皆さんからそれぞれもっといろいろな御発言をいただけるはずなのですが、時間が押してしまいまして大変申し訳ございませんでした。

やはり座長代理のほうがいいな、座長は大変だなという思いを新たにしています。

とても私にまとめはできませんが、前半部分も含めて様々な御意見をいただきました。総務省さんから公共私の連携、環境省からは地域循環共生圏、消費者庁からは「食の環(わ)」プロジェクト、内閣府は孤独・孤立対策という資料10がありますが、いずれも地域プラットフォームの形成というところがこれからの自治体の大事な役割なんだということが共通してお話としてあったかと思います。

奥田構成員からは、プラットフォームというのはそもそも何かという、そこも問わなければいけないという御趣旨の発言もございましたけれども、そういった自治体のこれからの役割というものが一つあったのかなと感じられます。

そういう中で、厚労省の我々が議論している地域づくりにおけるプラットフォームの形成に向けた絵がしっかり描けているのか、実現できているのかという辺りですね。検証の必要性とともに、今日も阪南市さんからは新たな体制強化策が必要ではないかという問題提起もいただいたところでした。

また、各分野の各省庁における地域プラットフォームの形成ということがありますが、ではそのプラットフォームを束ねていく、あるいはつなげていく推進力となる法規制というか、それが弱い、あるいはない中で、結局省庁の担当者がお互いに話し合っつなげていくしかないのか。では、その担当者の方が替わったらまた大変だと、永田構成員からはそこをきちんと構築していく必要性というお話がありましたけれども、それを福祉施策の中でどこまでつくれるのか。あるいは、例えば総務省であれば地方自治法の改正でやっけてきているので、やはりそれを越えたプラットフォームを束ねるような何か枠組みが必要なのかどうかとか、その辺りも大きな課題ですけれども、きちんと議論しなければいけないのかなと感じた次第でございます。

議論は尽きないようですが、大変申し訳ございません。予定が押してしまいましてこの時間になってしまいましたので、この辺で本日の議事は終了とさせていただきますことをお許しください。

事務局におかれましては、本日いただいた御発表及び構成員からの御意見の内容を適切に踏まえ、検討を深めていただくようお願いいたします。

それでは、最後に次回の開催予定について御連絡をお願いいたします。

○高坂室長補佐 次回につきましては10月下旬の開催を予定しております。正式な開催通知につきましては、別途御案内いたしますのでよろしくお願いいたします。

○菊池座長代理 それでは、本日は時間延長して申し訳ございませんでしたが、ここで閉会とさせていただきます。御協力いただきましてどうもありがとうございました。